

東浦町地域強靱化計画

(案)

2020年〇月

< 目 次 >

第1章	計画の策定趣旨、位置づけ	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	対象とする区域及び想定するリスク	2
第2章	東浦町の地域特性等	
1	東浦町の地域特性	3
2	地震・津波により想定される被害	10
3	豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	15
第3章	東浦町の強靱化の基本的な考え方	
1	東浦町の強靱化の基本目標	21
2	東浦町の強靱化を進める上での留意事項	21
第4章	東浦町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
1	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	22
2	施策分野（個別施策分野と横断的の分野）の設定	24
3	脆弱性評価の結果	24
第5章	推進すべき施策	
1	リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	25
2	施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	61
3	重点化推進方針	87
第6章	計画推進の方策	
1	計画の推進体制	87
2	計画の進捗管理	87
3	計画の見直し等	87
【別紙】		
別紙1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	1
別紙2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	32
【別冊】		
	地域強靱化計画に位置づける個別具体的施策の重要事業一覧	1

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、2014年6月には国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。さらに、2018年12月には基本計画の見直しが行われました。

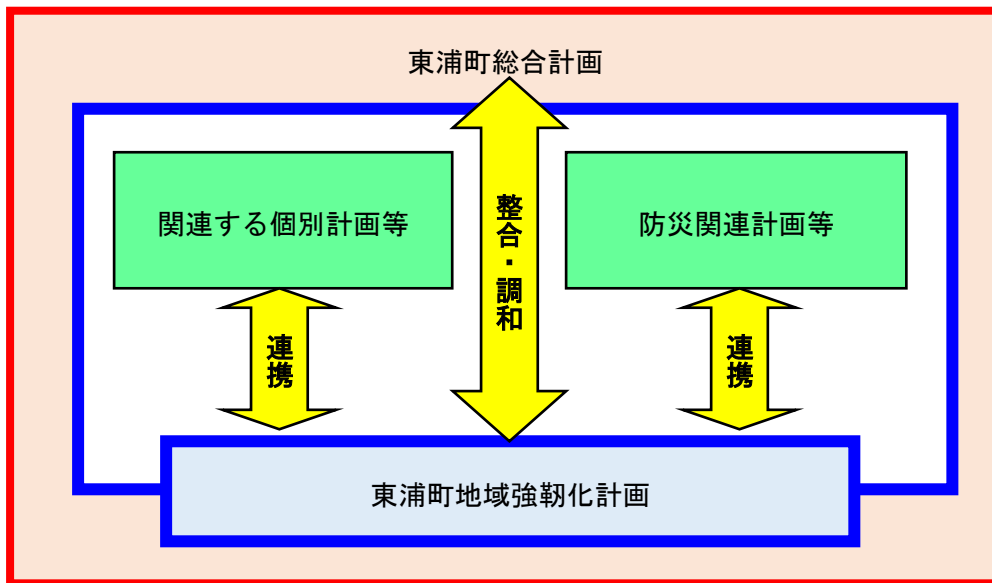
愛知県においては、県の強靱化に関する施策を国の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」が2015年8月に策定されました。その策定後には、2016年の熊本地震、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、2019年の房総半島台風（台風第15号）、東日本台風（台風第19号）など、全国各地で自然災害が発生し、これらの災害から得られた教訓、社会情勢の変化や2018年12月に変更された国の基本計画の内容などを踏まえ、2020年3月に計画の見直しが行われました。

こうした動向を踏まえ、東浦町においても、現在取り組んでいる防災・減災対策を含め、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる「東浦町地域強靱化計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画と調和を保ちつつ（基本法第14条）、愛知県地域強靱化計画との調和を図ります。

また、本計画は、東浦町のまちづくりの羅針盤である「東浦町総合計画」と整合と調和を図ると共に、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「東浦町地域防災計画」との連携を図りながら、東浦町における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。



3 対象とする区域及び想定するリスク

(1) 対象区域

本計画の対象区域は東浦町全域を基本とし、本町が主体となる取組を中心に扱いますが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮した内容とします。

(2) 想定するリスク

東浦町に被害が生じる地震、津波、高潮、洪水、豪雨、台風、土砂災害、異常渇水の大規模自然災害を基本とします。ただし、本町に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害も考慮します。

第2章 東浦町の地域特性等

1 東浦町の地域特性

(1) 地形

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾をはさんで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接しています。町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

(2) 人口動向

1906年に森岡村、緒川村、石浜村、生路村、藤江村が合併して東浦村となり、1948年6月1日に町制を施行しました。名古屋市に近いことから、1970年以降大規模な住宅開発が進みました。その後も石浜地区の民間住宅開発などが進み、町制施行時15,677人だった人口は、2015年の国勢調査の結果、49,230人となっています。

自然増減は、2014年まで一貫して増加していましたが、2017年を機に減少が顕著となっています。出生数は1994年以降370人～490人で横ばい状態が続いている一方で、死亡数は2008年以降増え続けています。2017年以降は「自然減」の時代に入ったため、「社会減」と合わせて、急激な人口減少局面に入りつつあります。

2018年3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば2040年の東浦町の人口は約44,000人となっています。

○東浦町の年代別人口構成と2040年年代別人口構成推計値

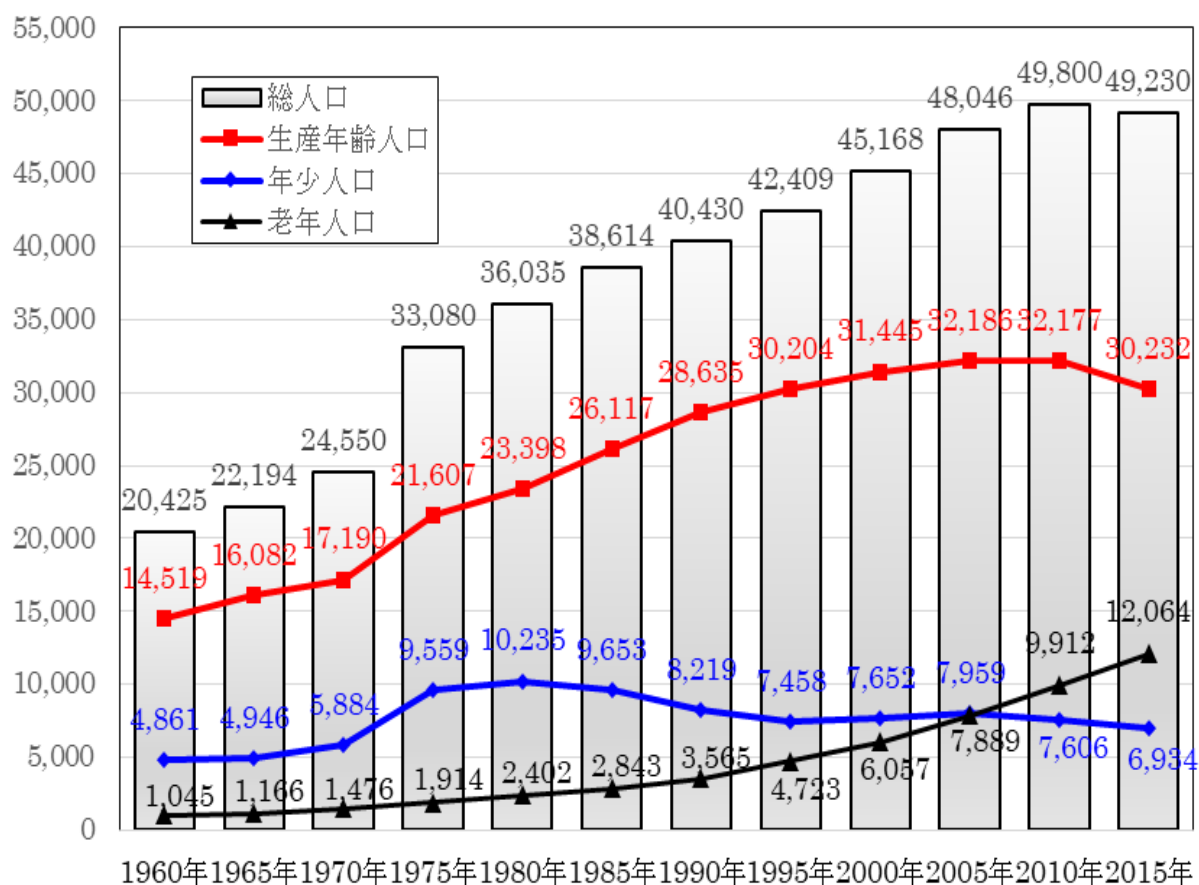
	2015年国勢調査結果	2040年(推計値)	増減(2015→2040)
総人口	49,230人	43,916人	-5,314人
年少人口 (0～14歳)	6,913人 14%	5,175人 11.8%	-1,738人 -2.2ポイント
生産年齢人口 (15～64歳)	29,957人 60.9%	23,552人 53.6%	-6,405人 -7.3ポイント
老年人口 (65歳～)	11,921人 24.2%	15,189人 34.6%	3,268人 +10.4ポイント

※2015年国勢調査結果は、年齢不詳が含まれていないため、総人口とは一致しません。

出典：国立社会保障・人口問題研究所による推計値（2018年3月発表）

本町では、「希望出生率1.8」を目標とした少子化対策の推進と、地域資源を最大限に活かした暮らしやすさや幸せを実感できるまちづくりを進め、人口減少を緩やかにすることで、20年後の将来人口が45,000人になることを想定しています。

(単位：人)



※総人口には年齢不詳を含む

出典：総務省「国勢調査」

(3) 産業

古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発展しましたが、社会経済の変化により、東浦町南部の衣浦湾沿岸での工業団地の開発に始まり、町中央部や北部にも工業団地が形成されました。現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。また、JR緒川駅前には大型ショッピングモールができ、にぎわいをみせています。

農業では、稲作のほか、特産品である巨峰を中心としたブドウ栽培に加え、イチゴや洋ランなどが生産されています。他にも、本町は豊かな自然と多くの文化財、史跡に恵まれています。

しかし、人口減少に伴い、こうした産業の規模は縮小することが予想されています。既に、農業・商業・工業の各統計からは、それぞれの産業の担い手が減少していることが明らかになっています。大都市圏のベッドタウンとして発展してきた本町は、町内で生産される財やサービスの総額が近隣市町に比べて低く、生産年齢人口の減少に伴い町内の経済規模の縮小が予想されています。

空き家率 (出典：住宅・土地統計調査)	2003年	7.6%	2013年	8.5%
農業就業人口(販売農家) (出典：農林業センサス)	2005年	707人	2015年	434人
卸売・小売業商店数 (出典：商業統計調査)	2004年	321事業所	2014年	244事業所
工業事業所数 (出典：工業統計調査)	2004年	157事業所	2014年	118事業所
製造品出荷額等 (出典：工業統計調査)	2004年	1,803億円	2014年	1,631億円

出典：第6次東浦町総合計画

(4) 区画整理の状況

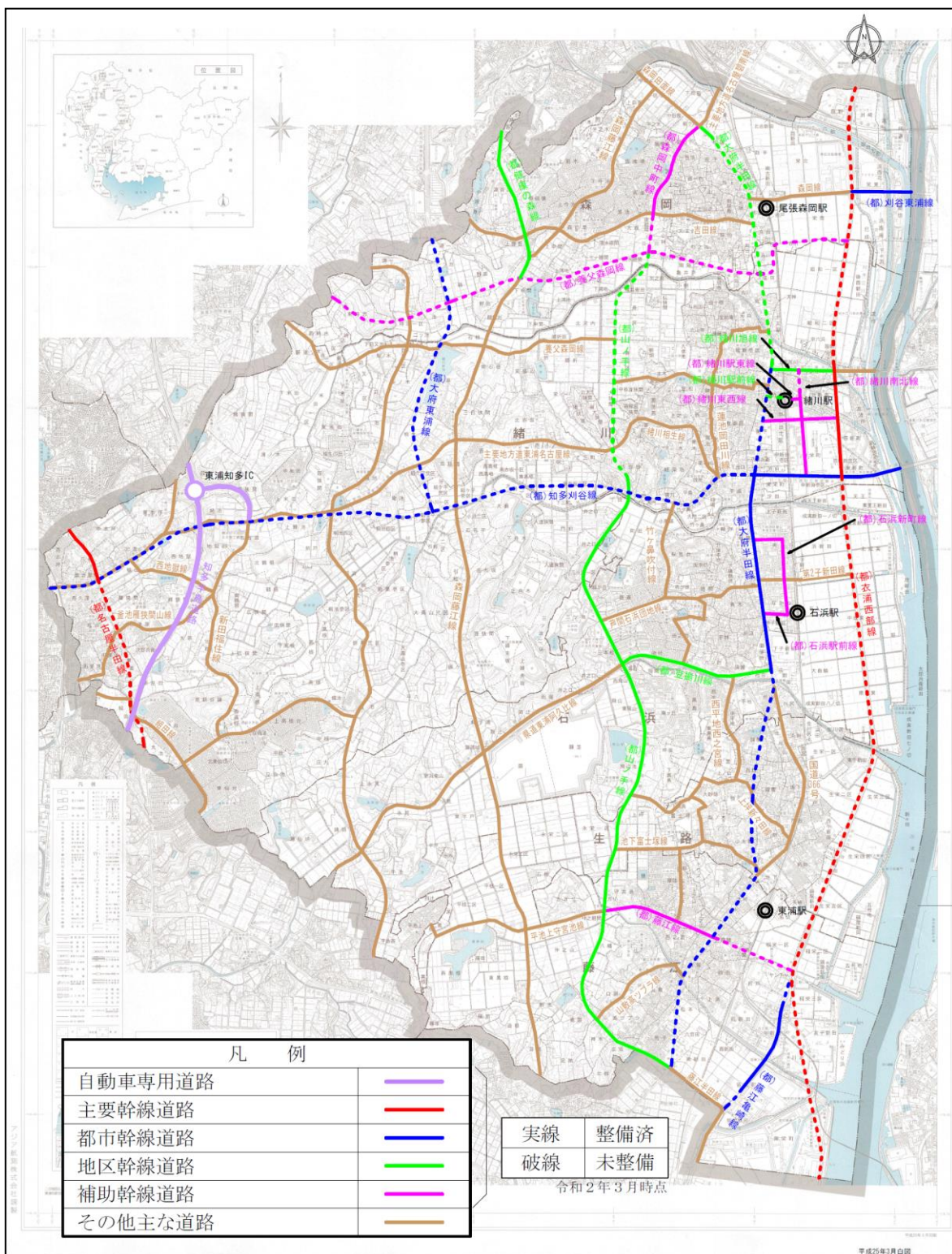
東浦町の市街化区域の面積は、2019年4月1日現在で769.1haとなっており、そのうち約14.6%にあたる112.5haで、土地区画整理事業が施行済み又は施行中となっています。

市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施行地区面積の割合は、名古屋市を除く愛知県全体(約29%(2020年3月末現在))と比較して低い状況にあり、市街地の防災性を高めるため、基盤未整備地区や低未利用地の改善・解消を図ることが必要とされています。

(5) 道路

東浦町には、国道366号や県道東浦名古屋線などの国道や県道のほか、西部を通る知多半島道路(東浦知多IC)が整備されています。都市計画道路については、市街地の外郭を南北に通る(都)衣浦西部線(国道366号バイパス)と東西の市街地を連絡する(都)知多刈谷線を骨格として、20路線が計画決定されていますが、整備率は約40%に留まっています。災害時には被害状況の確認と、道路管理者との連携によるルートの確保、復旧、道路利用者への迅速な情報提供が重要になります。

○主要道路



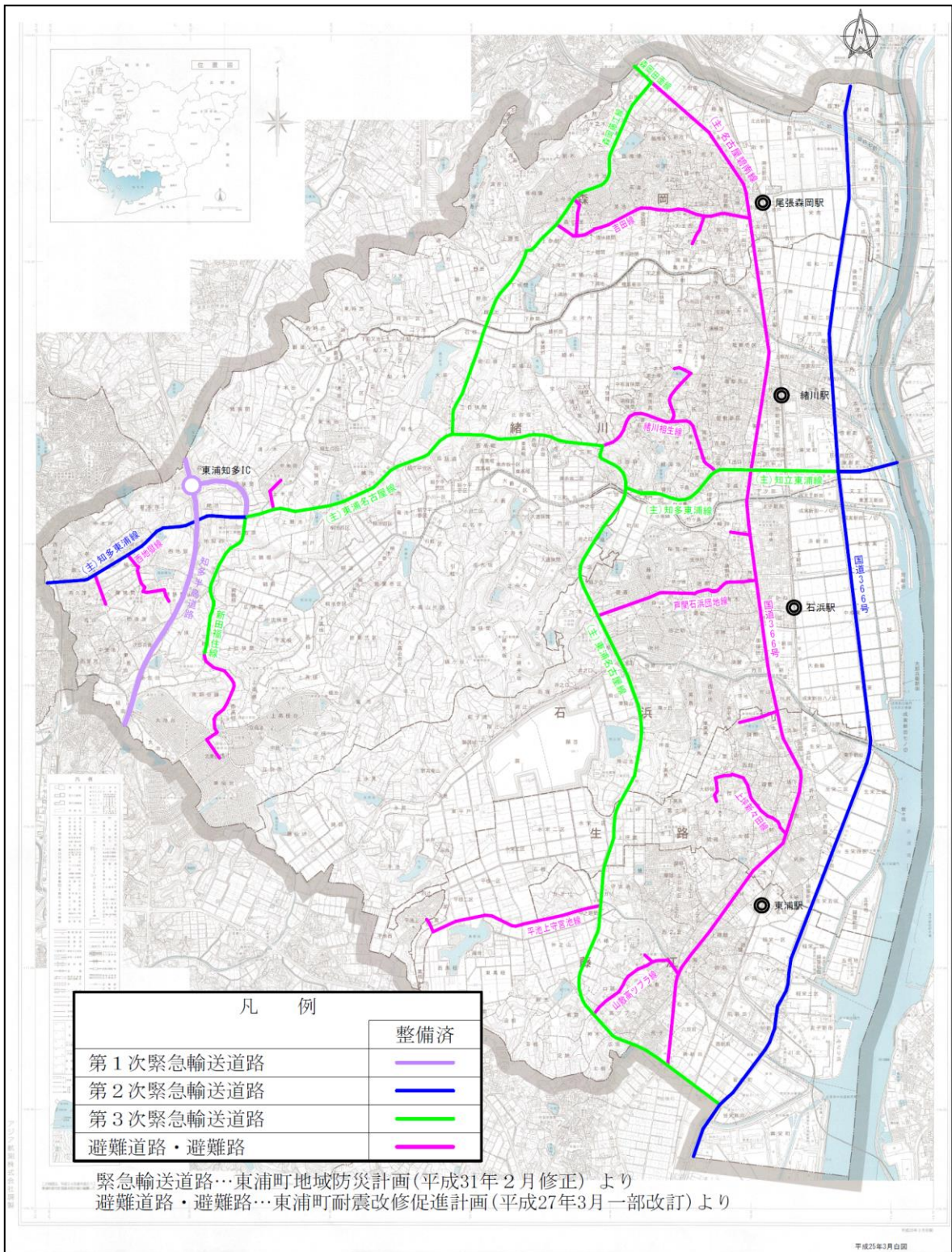
出典：東浦町道路認定路線網図

○緊急輸送道路

緊急輸送 道路種別	路線名	区間	
第1次	知多半島道路	名古屋市緑区大高町～半田市彦洲町2丁目	20.9km
第2次	国道366号	東浦町藤江（町道藤江半田線交点） ～ 東浦町緒川（知立東浦線交点）	4.9km
		東浦町緒川（知立東浦線交点） ～ 大府市横根町（国道155号交点）	3.9km
	知立東浦線	東浦町緒川（国道366号交点） ～ 刈谷市港町（名古屋碧南線交点）	0.8km
	知多東浦線	東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC 交点） ～ 東浦町緒川（名古屋半田線緒川新田交点）	1.5km
第3次	東浦名古屋線	東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC 交点） ～ 東浦町藤江（国道366号交点）	7.7km
	知多東浦線	東浦町緒川（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町緒川（国道366号役場東交点）	1 km
	知立東浦線	東浦町緒川（国道366号役場東交点） ～ 東浦町緒川（国道366号東新町交点）	0.6km
	町道森岡藤江 線	東浦町緒川（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町森岡（森岡田面線交点）	2.9km
	町道森岡田面 線	東浦町森岡（森岡藤江線交点） ～ 大府市月見町（国道155号交点）	0.4km
	町道新田福住 線	東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC 交点） ～ 東浦町緒川（町営西部グランド前）	1.1km
	町道藤江半田 線	東浦町藤江（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町藤江（国道366号交点）	0.5km

出典：東浦町地域防災計画・東浦町水防計画

○緊急輸送道路網図



出典：東浦町地域防災計画・東浦町水防計画

(6) 鉄道

東浦町東部にはJR武豊線が通り、尾張森岡駅、緒川駅、石浜駅、東浦駅の計4駅があります。また、町西部には名鉄河和線が通っています。名古屋駅から鉄道アクセス30分圏内に位置していることから、両鉄道は、住民の主要な公共交通機関の一つであり、町だけでなく知多半島の交通上、大きな役割を果たしています。そのため、大きな災害の際には、鉄道の不通による相当数の帰宅困難者等の発生や、復旧の長期化が懸念されます。

○JR武豊線の乗車人数（一日平均）

（単位：人）

駅名	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
尾張森岡	576	571	591	608	622
緒川	1,500	1,560	1,560	1,597	1,636
石浜	1,027	1,027	1,166	1,221	1,241
東浦	1,859	1,859	1,926	1,880	1,881
合計	4,962	5,017	5,243	5,306	5,380

出典：東海旅客鉄道株式会社

○名鉄河和線の乗降客数（一日平均）

（単位：人）

駅名	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
八幡新田	2,363	2,407	2,401	2,486	2,605
巽ヶ丘	6,500	6,635	6,500	6,463	6,338
合計	8,863	9,042	8,901	8,949	8,943

出典：名古屋鉄道株式会社

(7) 社会資本の老朽化等

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、公共施設等が集中的に整備されましたが、これらの社会資本の老朽化が今後急速に進み、近い将来には多額の更新費用が必要となることを見込まれます。

こうした状況の中、2013年11月に国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、2014年4月に総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

本町では、2016年3月に東浦町公共施設等総合管理計画を策定し、2020年3月に公共施設個別施設計画を策定しましたが、今後、当該計画に基づき、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を推進していく必要があります。

○東浦町の公共施設

建築年代	建築棟数 (棟)	建築棟数比率 (%)	延床面積比率 (%)
1955～1959	1	0.5	1.1
1960～1969	11	5.6	4.8
1970～1979	55	28.2	48.4
1980～1989	47	24.1	26.5
1990～1999	34	17.5	13.7
2000～2009	45	23.1	4.3
2010～	2	1	1.4

出典：第6次東浦町総合計画

2 地震・津波により想定される被害

愛知県の地震被害予測調査（2014年5月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりです。

①「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル
(地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの)

②「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル
(主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの)

○建物被害（全壊・焼失）

地震の区分	理論上最大想定モデル (最大震度7)	過去地震最大モデル (最大震度6強)
揺れによる全壊	約2,800棟	約600棟
液状化による全壊	約10棟	約10棟
浸水・津波による全壊	約50棟	約60棟
地震火災による焼失	約2,200棟	約700棟
合 計	約5,100棟	約1,300棟

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合があります。

出典：東浦町防災マップ

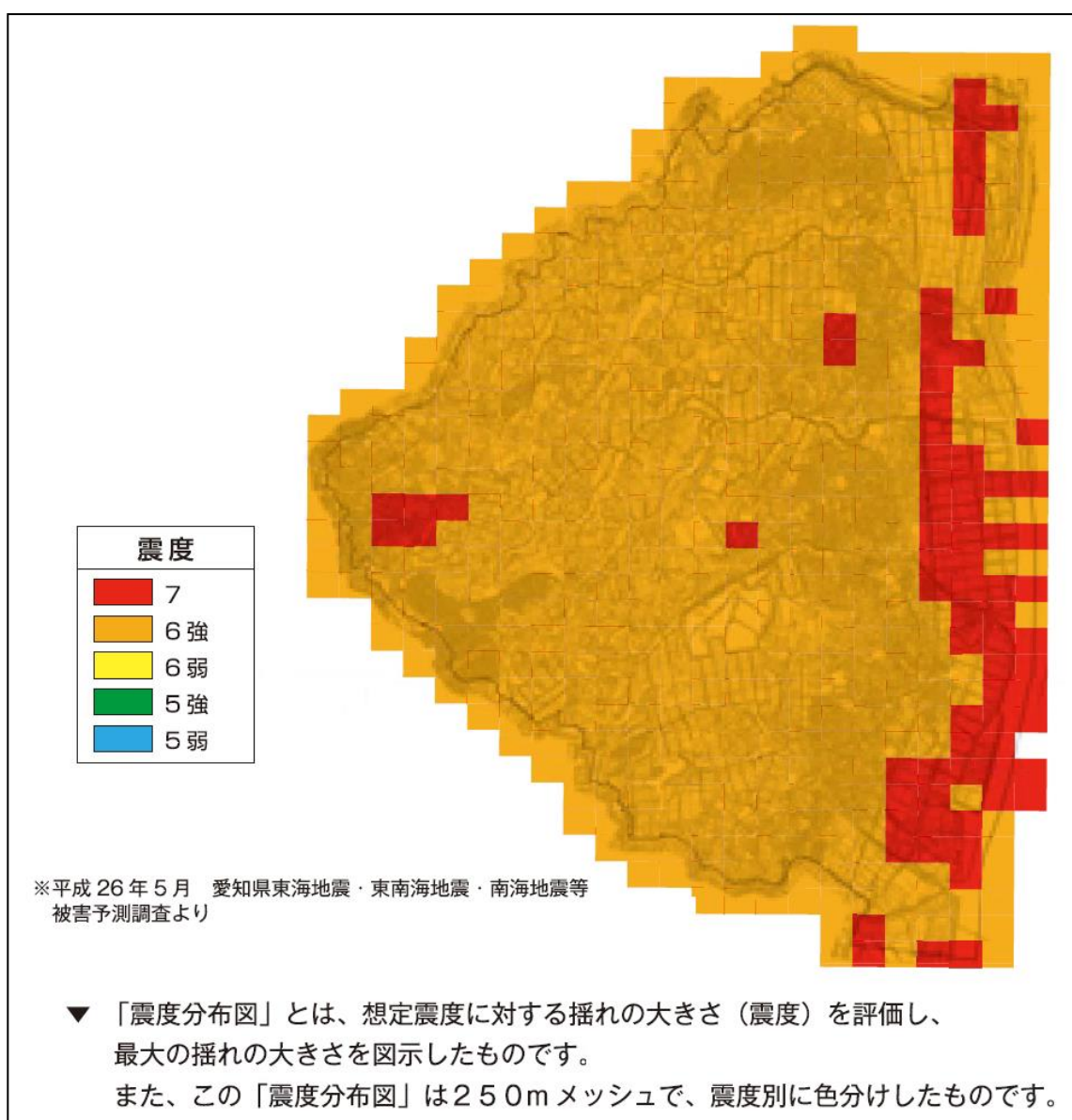
○人的被害（死者）

地震の区分	理論上最大想定モデル (最大震度 7)	過去地震最大モデル (最大震度 6 強)
建物倒壊等による死者	約 200 名	約 30 名
浸水・津波による死者	約 50 名	約 10 名
地震火災による死者	約 80 名	わずか
合 計	約 300 名	約 40 名

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合があります。

出典：東浦町防災マップ

○東浦町における震度分布図（理論上最大想定モデル）

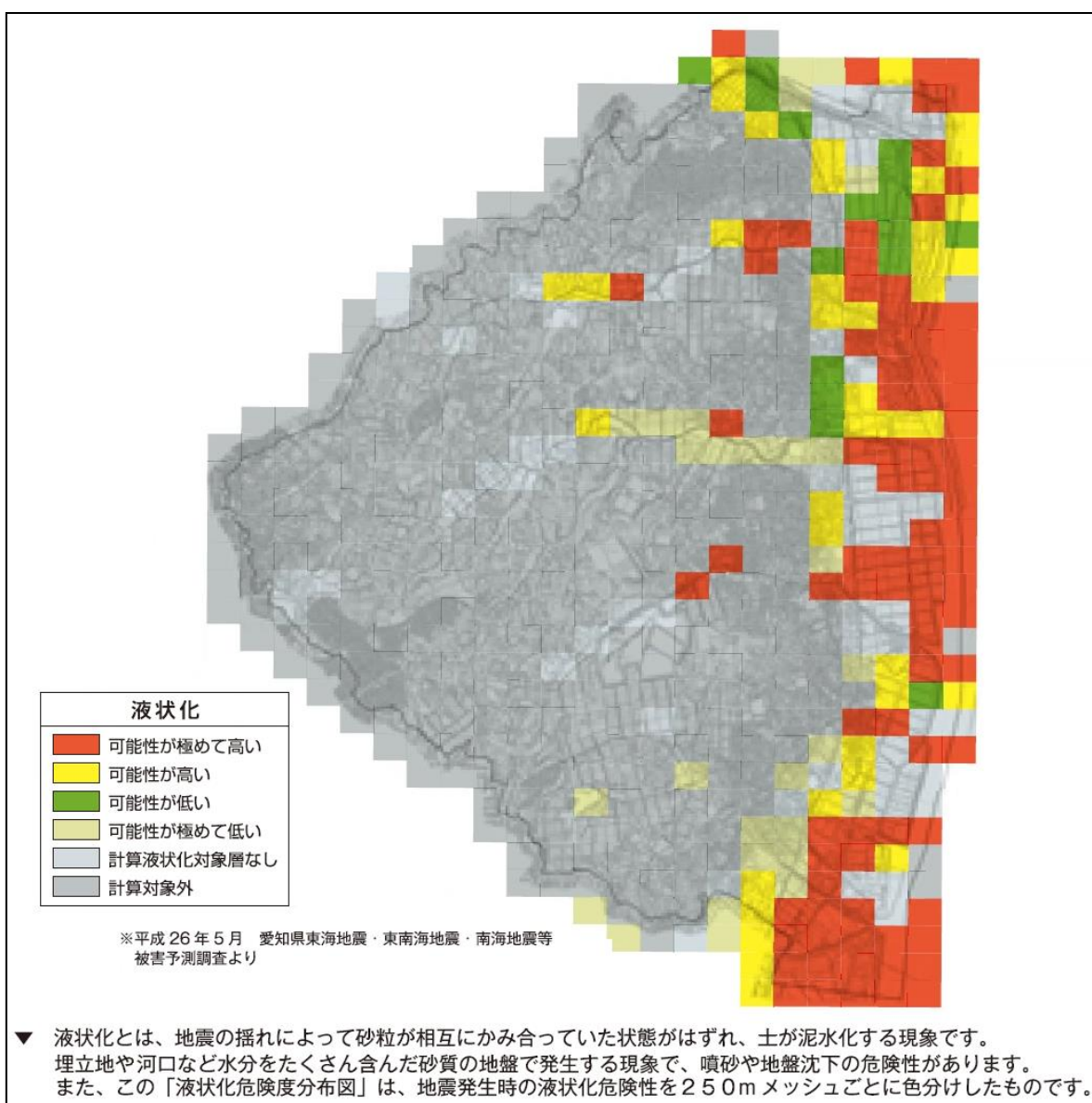


出典：東浦町防災マップ

(1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

過去地震最大モデルでは、広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定されています。理論上最大想定モデルでは、広い範囲にわたり震度7の強い揺れが想定されています。また、両モデルにおいて沿岸部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっています。

○東浦町における液状化危険度分布図（理論上最大想定モデル）

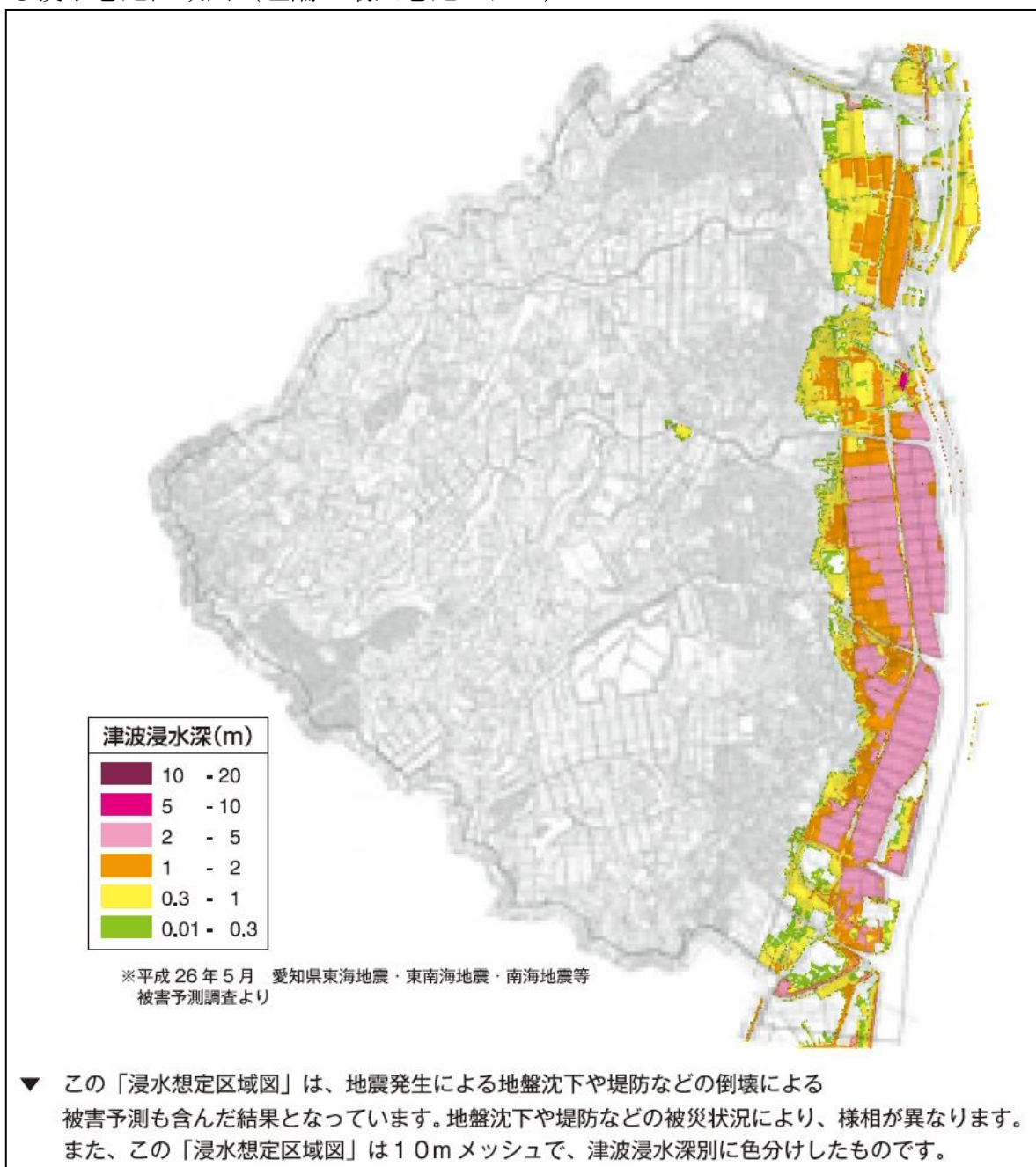


出典：東浦町防災マップ

(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

過去地震最大モデルでは、東浦町東部の沿岸部に最短で約 85 分後に津波（最大津波高 2.9m）が到達すると想定されています。理論上最大想定モデルでは、町東部の沿岸部に最短で約 83 分後に津波（最大津波高 2.8m）が到達すると想定されています。

○浸水想定区域図（理論上最大想定モデル）



出典：東浦町防災マップ

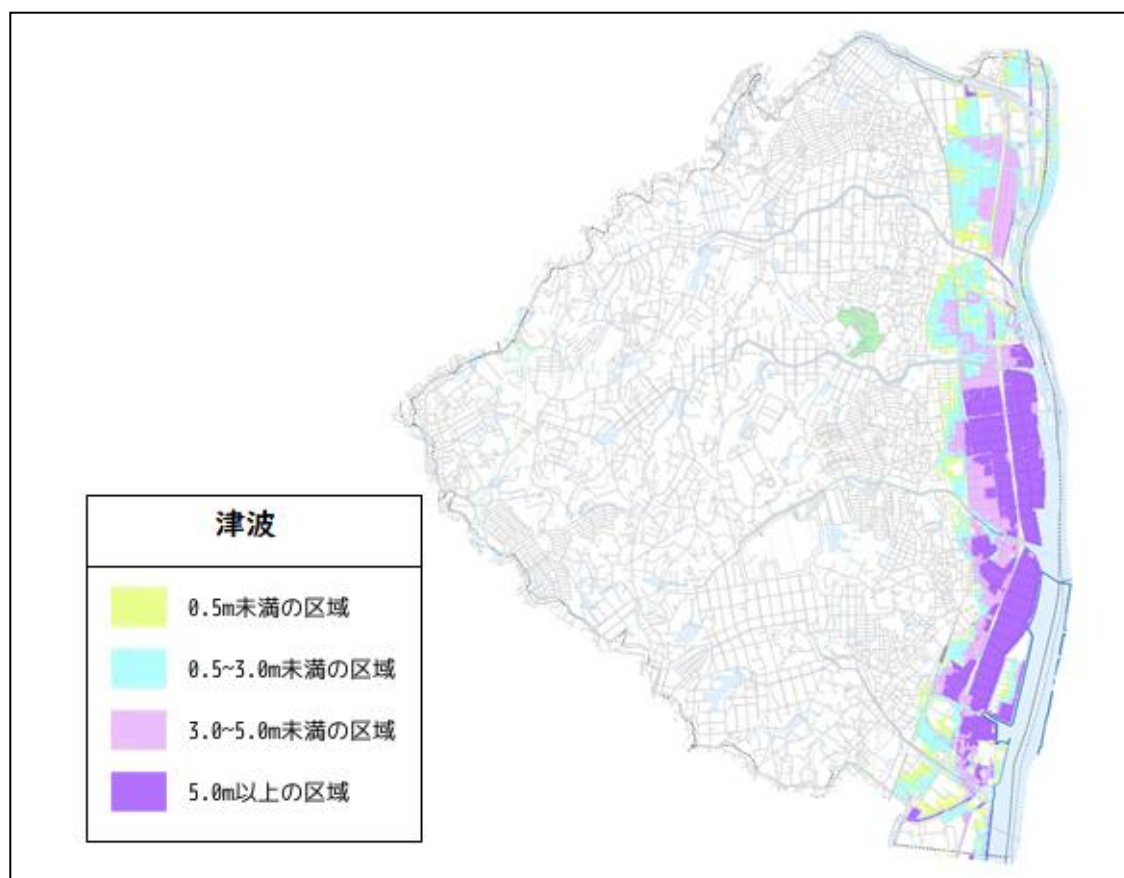
(3) 津波災害警戒区域の指定

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとしても人命を守る」という考えの下、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防御」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が2011年12月に施行されました。

この法に基づき、東浦町は、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある「津波災害警戒区域」に指定されています。

津波災害警戒区域では、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（地下街、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に避難確保計画の作成等を義務づけています。

○東浦町における津波想定区域



出典：愛知県統合型地理情報システム

(4) 活断層で起きる地震

南海トラフ地震がおおよそ 100～150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされています。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

現にこの地域でも、1945 年に昭和東南海地震の 37 日後に三河地震が発生し、大きな被害が記録されています。

3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化、集中化しており、東海地方では、2000 年に東海豪雨がありました。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

(1) 洪水・内水

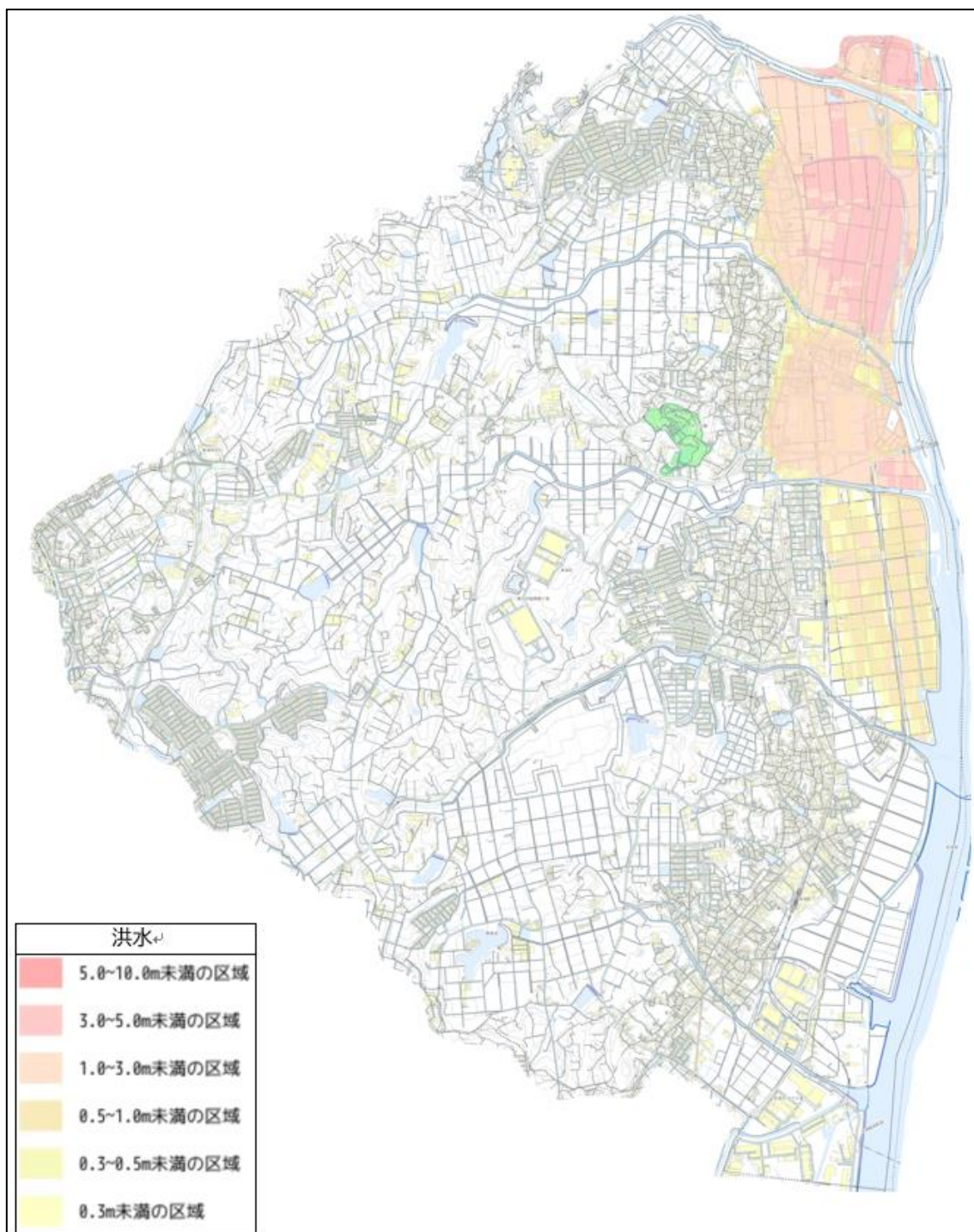
愛知県では、1959年の伊勢湾台風、2000年の東海豪雨、2008年の8月末豪雨、2011年9月の台風第15号などの豪雨による浸水被害などが発生しました。1959年の伊勢湾台風における東浦町の被害は死傷者232名（内死亡25名）、家屋全壊320戸、流失79戸、半壊957戸、床上浸水184戸、床下浸水482戸とされています。また、2000年の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量93mm、総雨量は年間降雨量の約1/3にあたる567mmを記録し、県内河川の20箇所が破堤、315箇所が越水し、東浦町における被害は住宅全壊2棟、住宅一部損壊5棟、床上浸水424棟、床下浸水248棟とされており、避難者数は638人を数えました。

水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川は洪水予報河川に指定されており、東浦町では、洪水予報河川に境川水系境川が指定されています。

そのため、洪水ハザードマップを作成し、大雨によって五ヶ村川、石ヶ瀬川、岡田川、明德寺川の4河川と豆搗川、須賀川、阿久比川の3河川が氾濫した場合に、浸水が想定される地域を公表しています。また、想定を超える大雨となった場合、低地の洪水被害だけでなく、流木等による橋脚の損傷や、橋梁そのものの流出により、河川を跨いでいる交通網が寸断されることも懸念されます。

一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、地球温暖化に伴う気候変動により、降雨の局地化や集中化が増加傾向にあり、浸水による被害の頻発・激甚化が懸念されます。

○洪水浸水想定区域図

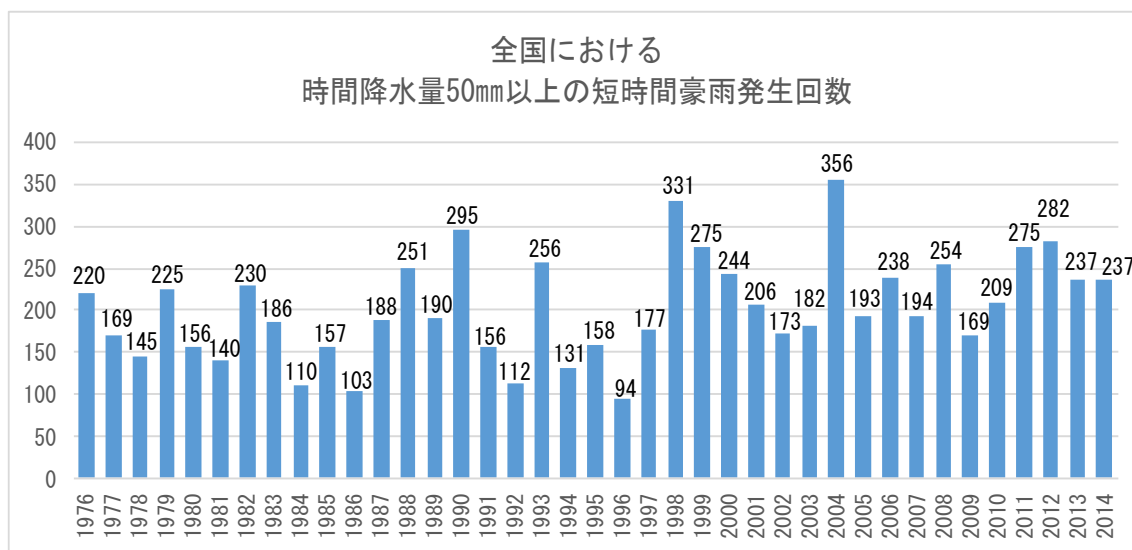


出典：愛知県統合型地理情報システム

(2) 豪雨

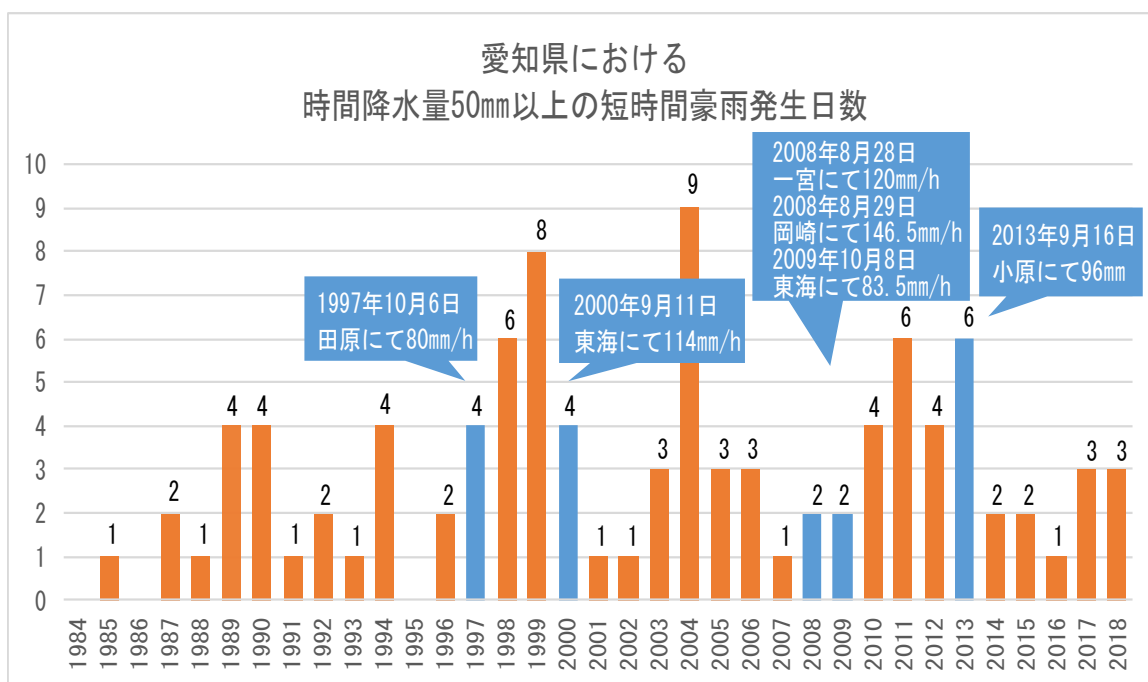
短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にあります。愛知県内においても、1時間あたりの降水量50mm以上の雨は過去30年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にあります。また、深刻な被害が予想される時間降水量80mm以上の雨は、1997年、2000年、2009年、2013年に1日ずつ、2008年には2日観測されています。

○全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数



気象庁「過去の気象データ」により作成

○愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数



※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

気象庁「過去の気象データ」により作成

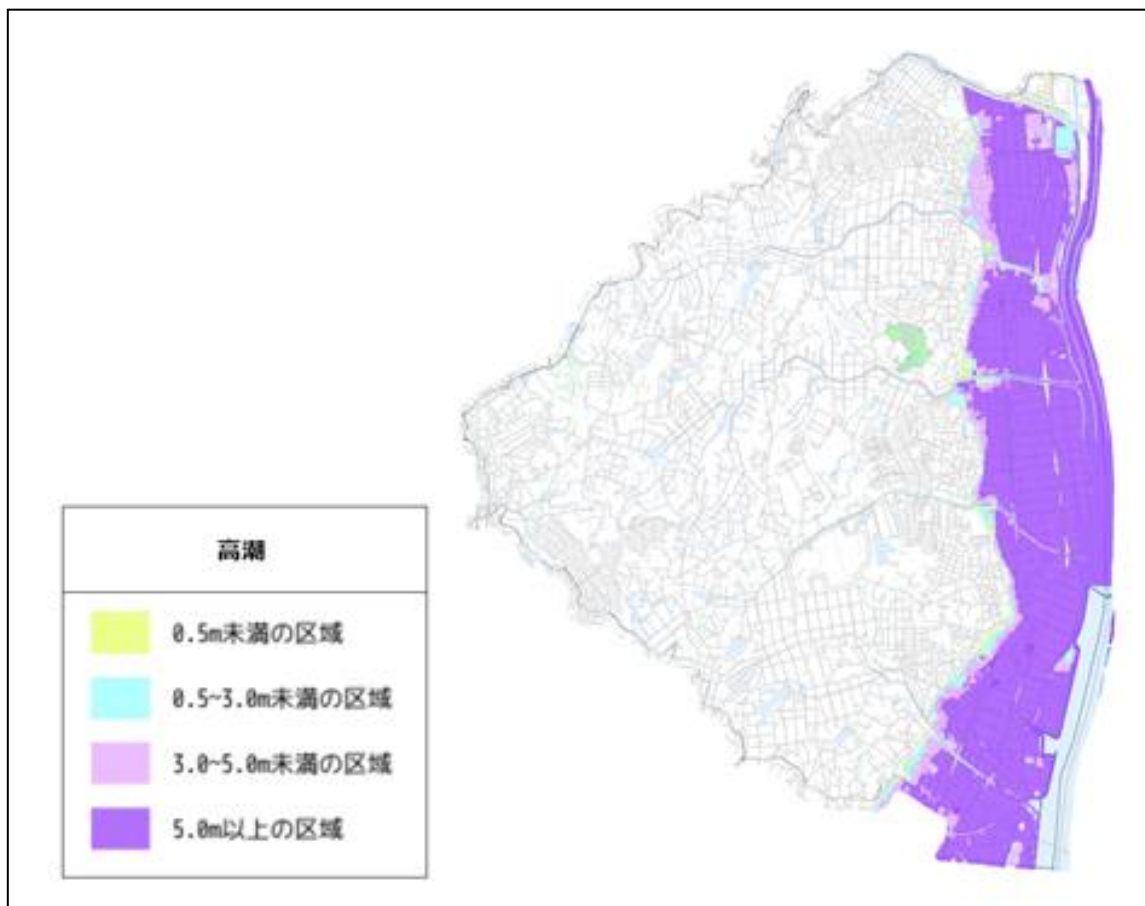
(3) 高潮

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著です。過去には、1953年の台風第13号、1959年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造されています。

愛知県では、高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、2014年11月に高潮浸水想定が作成されています。

高潮浸水想定（室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）で、愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコース）によると、市区町村別における東浦町の浸水面積は745ヘクタールと示されています。

○東浦町における高潮浸水想定区域



出典：愛知県統合型地理情報システム

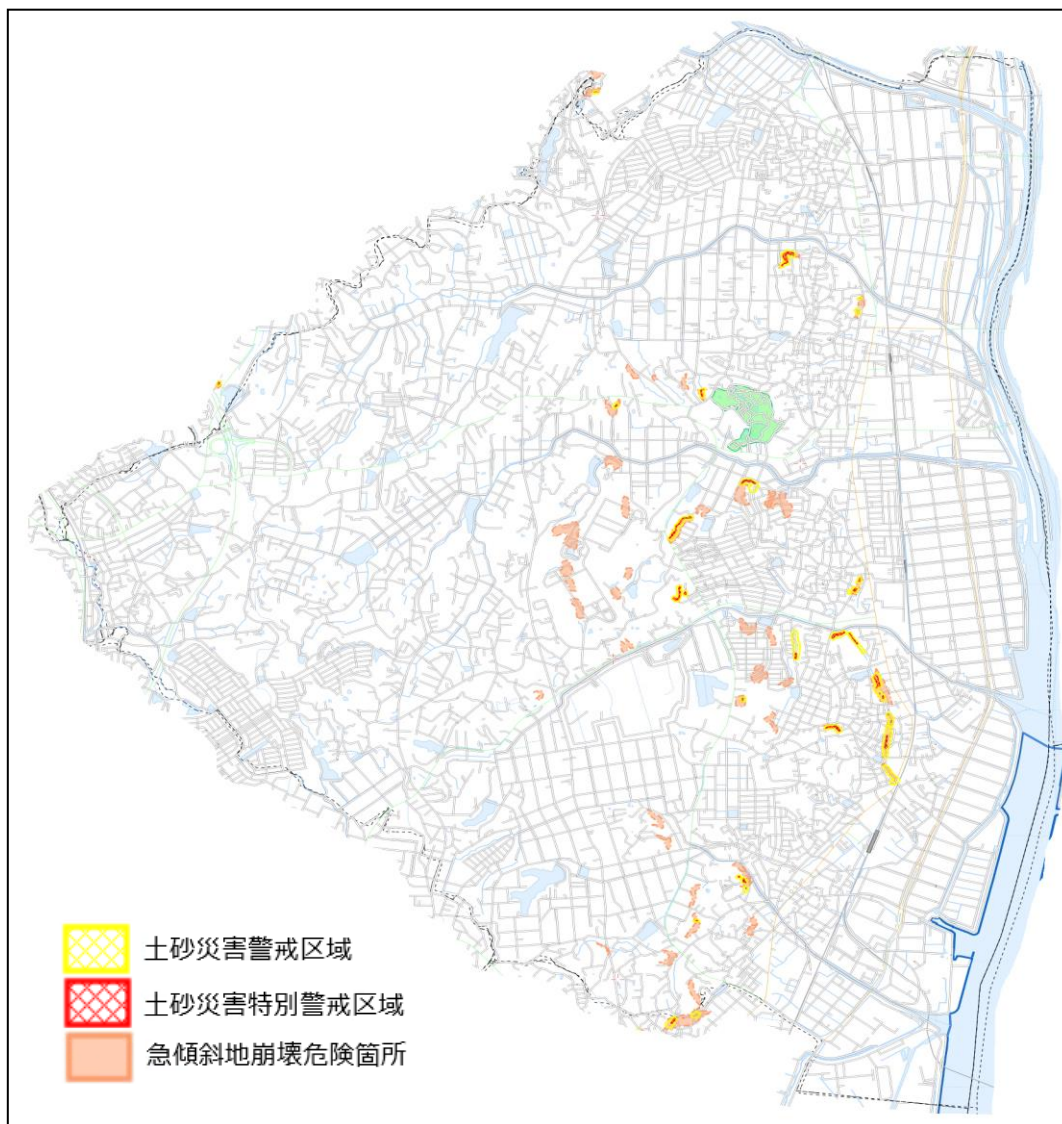
(4) 土砂災害

愛知県による東浦町内の土砂災害警戒区域は、合計25箇所指定されています。その内、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある特別警戒区域は22箇所指定されています。過去には、1972年の7月豪雨、1989年9月の恵南東加茂豪雨、2000年9月の東海豪雨などにより広域的、同時多発的な土砂災害が発生しており、今後も大規模な土砂災害に見舞われるおそれがあります。

本町でも、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を推進する必要があります。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要があります。

○東浦町における土砂災害警戒区域等



出典：愛知県統合型地理情報システム

(5) 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じています。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

1994年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施されました。

知多半島等の21市町においては、8月17日から8月31日まで実施された時間給水（最長19時間断水）により、最大約39万世帯（約118万人）に影響がありました。

第3章 東浦町の強靱化の基本的な考え方

1 東浦町の強靱化の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や東浦町の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- 1 町民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

2 東浦町の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本町の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- 1 短期的な視点によらず、長期的な視点をもって計画的な取組を推進する。
- 2 人口減少等に起因する国民の需要の変化や社会資本の老朽化に対応する。
- 3 災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- 4 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- 5 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。
- 6 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、人のつながりやコミュニティの機能の向上を図る。

第4章 東浦町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、東浦町を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本町の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、表現の修正や項目の削除を行い、40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食糧等の安定供給の停滞
		5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	排水機場等の防災施設、ため池の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃

8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

基本計画において設定された施策分野をもとに、表現の修正や項目の削除を行い、10の個別施策分野及び4つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	
① 行政機能/警察・消防等/防災教育等	⑥ 産業・経済
② 住宅・都市	⑦ 交通・物流
③ 保健医療・福祉	⑧ 農林水産
④ エネルギー	⑨ 環境
⑤ 情報通信	⑩ 土地利用

横断的分野	
① リスクコミュニケーション	③ 老朽化対策
② 人材育成	④ 産学官民・広域連携

3 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、別紙のとおりです。

第5章 推進すべき施策

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりです。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組によって一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定しました。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【国・県・町】（都市計画課）

（公共施設等の耐震化の推進）

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。【国・県・町】（公共施設所管課）

（交通施設等における脆弱性の解消）

○交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する。【県・町・民間】（土木課）

（家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進）

○緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町・地域】（協働推進課・防災交通課・ふくし課・学校教育課）

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。【町】（防災交通課）

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町】（防災交通課・商工振興課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）

1-2

市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する。【国・県・町】（土木課・都市計画課）

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。【町・民間】（防災交通課・農業振興課・土木課・都市計画課・上下水道課）

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する。【町・地域】（防災交通課）
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、実働訓練の実施により関係機関の災害対応力の向上を図る。【町・民間・地域】（防災交通課）

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。【町】（広報情報課・防災交通課）

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町】
(防災交通課・商工振興課)

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
幅員4m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
救命講習会などの受講者数（防災交通課）	2,737人（2017）	3,000人（2023）
消防水利の充足率（防災交通課）	91.9%（2017）	93.6%（2023）

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの見直しにおける土地利用のあり方の検討等、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、「多重防御」により、津波防災地域づくりを推進する。【町】（防災交通課・土木課）

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅・建築物の耐震化を推進するとともに、学校施設等の老朽化対策を推進する。
【町】（公共施設所管課・都市計画課・学校教育課）

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、周辺市町、関係機関等と協力して検討する。【国・県・町・民間・地域】（全課）

(河川・海岸堤防の耐震化等の促進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する。また、粘り強い構造への強化等を促進する。【国・県・町】（土木課）

(避難場所・避難路の誘導・拡充等)

- 著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、迅速な高台への避難が行うことができるように、避難誘導表示板等の拡充を図る。【町・民間】（防災交通課）

(河川・海岸の樋門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。【県・町】（農業振興課・土木課・上下水道課）

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。【県・町】（土木課）

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

○情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的な訓練等の実施を推進する。【町】（広報情報課・総務課・防災交通課）

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町】（協働推進課・防災交通課・学校教育課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○河川・海岸堤防、水門、排水機場や管渠、貯留施設等の耐震化・機能強化等の対策等を進めるとともに、ハザードマップの見直し等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・町】（防災交通課・農業振興課・土木課・上下水道課）

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町】（協働推進課、防災交通課、学校教育課）

(河川・海岸の耐震化や水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。【県・町】（農業振興課・土木課・上下水道課）
○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。【県・町】（土木課）

(高潮対策施設の整備)

○沿岸地域においては、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を推進する。【県・町】（農業振興課・土木課・上下水道課）

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。【町】(防災交通課・土木課・上下水道課)

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国や県の動向を踏まえ、対応について検討する。【国・県・町】(防災交通課・土木課・上下水道課)

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。【町】(広報情報課・防災交通課)
- 早期注意情報から災害発生情報に至るまでに5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確化できるよう推進する。【町】(防災交通課)

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者を発生させないため、防災訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。【町】(防災交通課)
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。【国・県・町】(秘書人事課・防災交通課)

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設等の土砂災害に対して、防止施設の整備を推進する。【町】(土木課)
- ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時における、土砂災害の危険性の周知を推進する。【町】(防災交通課・土木課)

(警戒避難体制の整備等)

- 地域の防災力を高めるためのソフト対策を進めるとともに、身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、防災訓練や防災計画の普及・啓発等により防災教育等を推進する。【町・民間・地域】(協働推進課・防災交通課・学校教育課)

○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。【町】（企画政策課・防災交通課・都市計画課）

（情報関係施策の推進）

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。【町】（広報情報課・防災交通課）

（災害対応力の強化）

- 多数の死者を発生させないため、防災訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。【町】（防災交通課）
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【町】（協働推進課・防災交通課）

（大規模盛土造成地の宅地防災計画）

○今後の大規模地震の発生に備え、大規模盛土造成地の調査及び事前対策を推進する。また宅地所有者による自主的な取組を促すため、大規模盛土造成地マップの周知を推進する。【国・県・町】（都市計画課）

重要業績指標	現状	目標
救命講習会などの受講者数（防災交通課）	2,737人（2017）	3,000人（2023）
同報無線の設置世帯率（防災交通課）	42%（2017）	45.4%（2023）
自主防災訓練回数（防災交通課）	19回（2017）	36回（2023）

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（輸送ルートの確保対策の実施）

○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る。【国・県・町】（土木課）

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために、被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る。【国・県・町】（土木課）

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。【国・県・町】（防災交通課・上下水道課）

(応急用食糧等の調達)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する。【町・民間】（防災交通課・商工振興課）

(食糧・燃料等の備蓄)

- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する。【町・民間・地域】（防災交通課）

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する。【町・民間】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
備蓄品の充足率（防災交通課）	86.7%（2017）	100%（2023）
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
公共下水道雨水整備率（上下水道課）	55.6%（2017）	62.3%（2023）

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る。【国・県・町】（防災交通課・土木課）
- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する。【国・県・町】（広報情報課・防災交通課）

(災害対応業務の実効性の向上)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。【町】（防災交通課）

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。【町】（防災交通課）
- 地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性や情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。【国・県】（防災交通課）

(消防団員の確保)

- 地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する。【町】（防災交通課）

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する。【町】（公共施設所管課・防災交通課・都市整備課）

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を検討する。【県・町】（防災交通課・土木課）

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する。【町・地域】（防災交通課・土木課）

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する。【町】（防災交通課）

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たり、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するよう推進する。【町】(防災交通課・ふくし課)

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率(土木課)	56%(2017)	71%(2023)
都市計画道路の整備(土木課)	47.3%(2017)	48.9%(2023)
救命講習会などの受講者数(防災交通課)	2,737人(2017)	3,000人(2023)
自主防災訓練回数(防災交通課)	19回(2017)	36回(2023)
水道管の耐震化率(上下水道課)	22.5%(2017)	25.8%(2023)
幅員4m未満の改良延長(土木課)	152,846m(2017)	154,346m(2023)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を推進する。【町】(防災交通課・都市計画課・学校教育課)
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を推進する。【町】(広報情報課・防災交通課)

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。また、滞在場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設(自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等)の耐震化その他の整備を推進する。【町・民間】(公共施設所管課・商工振興課)

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。帰宅困難者の支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進し、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場の整備を推進する。【町・民間・地域】(防災交通課・土木課・都市整備課)

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を推進する。【町】(公共施設所管課・総務課・防災交通課)

(代替輸送手段の確保等)

- 緊急輸送路等について、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関と連携し、速やかに調整できる体制の構築を推進する。【町・民間・地域】
(防災交通課・土木課)

2-4

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 被災を考慮した地域の医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の供給可能量、輸送手段等について、関係自治体間や民間団体等と検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。【県・町・地域】（防災交通課・健康課）
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制の構築を推進する。【町】（健康課）

(町内医療施設における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を推進する。【町】（防災交通課・健康課）
- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。【町】（防災交通課）

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料について、災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保するよう推進する。【町】（防災交通課）

(町内医療施設病院の耐震化等の促進)

- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。【町】（健康課）

(町内医療施設の防災・減災機能の強化)

- 町内医療施設や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように訓練の実施等を推進する。【町・民間・地域】（防災交通課・健康課）

(人工透析患者等への対策)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制の構築を推進する。【町】（健康課・上下水道課）
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。【町】（防災交通課・健康課）

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保できるよう推進する。【町】（健康課）

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。【町・民間・地域】（健康課）

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する。【町・民間・地域】（防災交通課・土木課）

(医師の確保)

- 平時から医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討する。【町・民間・地域】（健康課）

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。【町】（防災交通課・ふくし課）

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築及び施設の整備)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する。また、社会福祉施設の整備を促進する。【町・民間・地域】（ふくし課・障がい支援課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
救命講習会などの受講者数（防災交通課）	2,737人（2017）	3,000人（2023）
幅員4m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を推進し、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種・感染症予防対策を推進する。【町】(防災交通課・健康課・環境課)
- 感染症のまん延が危惧される場合は、通常の災害時より可能な限り多くの避難所を開設、ホテル等の活用の検討、在宅避難や親戚・友人宅等への避難の検討について周知することで、避難所における密集の回避を図る。【町・民間・地域】(防災交通課・健康課・環境課)
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害の防止を推進する。【町】(土木課・上下水道課)
- 感染症対策に必要なマスク、消毒液等の備蓄の充実を図る。【町】(健康課)

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する。【町】(上下水道課)

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に感染症等が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちつつ、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の計画を充実させる。また、平時より、計画に基づいた感染予防を推進する。【町】(防災交通課・健康課)
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるよう推進する。【町・民間】(防災交通課・健康課)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する。【町】(公共施設所管課・防災交通課・学校教育課)

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。【町】（防災交通課）
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の拡充を図る。【町】（防災交通課）

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町・地域】（協働推進課・防災交通課・学校教育課）

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、多様な代替水源の利用及び利用機材の普及促進をする。【町】（上下水道課）
- 物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する。【町】（防災交通課）
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を促進する。【町】（防災交通課）

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行える対策を検討する。【町】（防災交通課）

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する。【町】（健康課）

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を推進する。【町】（防災交通課・健康課）
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、適切な処置が行われるように、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築を推進する。【町】（健康課）
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。【町】（健康課）

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応できるよう、孤立防止等のための見守りや、相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供を推進する。【町・地域】（協働推進課・ふくし課・健康課）
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【町・地域】（協働推進課・ふくし課・都市計画課）
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【町】（税務課）

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物・公共施設の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を推進する。【町】（公共施設所管課・防災交通課・都市計画課）

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示を推進する。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。【町】（公共施設所管課）
- 下水道が使用できない場合に備え、貯留型マンホールトイレの整備などの取組を推進する。【町】（防災交通課・上下水道課）

(避難生活における要配慮者支援)

- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る。【町・地域】（防災交通課・ふくし課）
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を推進する。【町】（防災交通課・障がい支援課）

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を推進する。【町】（ふくし課・障がい支援課・健康課）

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する。【町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）
自主防災訓練回数（防災交通課）	19回（2017）	36回（2023）

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、業務を円滑に継続するための対応方針等を定め、警察と防犯ボランティアとの連携の強化を図る。【町・地域】（防災交通課）

（警察施設の耐震化等）

- 災害時における警察機能を確保するため、交番等の施設の耐震化や非常用電源の充実を図る。【国・県】（防災交通課）
- 実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対応能力の更なる向上に取り組み、訓練から得られた知見を速やかに関係機関と共有するなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。【県・町】（防災交通課）

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【町】（協働推進課・防災交通課）

（地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避）

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。【県・町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
防犯ボランティア登録者数（防災交通課）	928人（2017）	1,300人（2023）
防災リーダー研修受講者数（防災交通課）	287人（2017）	480人（2023）

3-2 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。【町】（秘書人事課・防災交通課）

(BCPの作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図る。【町】（総務課・防災交通課）

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を推進する。【町】（防災交通課）
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。【国・県・町】（秘書人事課・防災交通課）

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する。【町】（公共施設所管課）

(防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進)

- 1981年に策定された新耐震基準に対応した耐震化は施されているが、今後、基準が見直しされた際は速やかに対応を検討する。【町】（公共施設所管課・総務課）

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を推進する。【町】（学校教育課・生涯学習課・スポーツ課）

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る。【町】（公共施設所管課）

(道路の防災対策等)

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。【町】（土木課）

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、取組の向上を図る。【国・県・町】(防災交通課)
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう推進する。【町】(防災交通課)

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町・地域】(協働推進課・防災交通課)

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設についても安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を推進する。【町】(公共施設所管課・学校教育課)

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。【県・町・地域】(防災交通課・土木課)
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。【県・町・地域】(防災交通課・土木課)

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等重要施設を浸水リスクが低い場所への立地を推進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの充実を推進する。【町】(企画政策課・防災交通課)

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【町】(防災交通課)

(国・県・市町村間の連携強化)

- 避難勧告等に関する意思決定に対する国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢の構築を推進する。【国・県・町】(防災交通課)

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）
備蓄品の充足率（防災交通課）	86.7%（2017）	100%（2023）

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。【県・町】（広報情報課・防災交通課）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（多様な情報提供の手段の確保）

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる防災行政無線、ホームページ、SNSなど、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。【町】（広報情報課・防災交通課）

（災害対応業務の標準化）

- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。【国・県・町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
同報無線の設置世帯率（防災交通課）	42%（2017）	45.4%（2023）

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（効果的な教育・啓発の実施）

- 耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【町】（防災交通課・都市計画課）

（情報伝達手段の多様化の推進）

- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の防災行政無線の導入促進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供できるよう推進する。【町・民間・地域】（防災交通課）

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の利活用を充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主体である人員・体制の整備を推進する。【町】（防災交通課）

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する。【国・県・町】（土木課）

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。また、洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、情報発信業務に従事する職員の不足が生じないよう交通ネットワークの確保対策を推進する。【町】（広報情報課・防災交通課・土木課）

(避難勧告等の発令)

- 町が行う避難勧告等の発令については、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報提供できるよう推進する。【町】（防災交通課）
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知するよう推進する。【町】（防災交通課）

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る。また、防災知識の普及に関する施策を推進する。【町】（防災交通課・土木課・上下水道課）

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難の円滑化・迅速化を図るための取組の充実を図る。【町】（防災交通課・土木課）

重要業績指標	現状	目標
住環境改善が図られた住宅戸数（都市計画課）	0戸（2016）	41戸（2020）
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	86%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 個別企業のBCPについては、中小企業活性化補助金による策定等の支援を行い、普及活動を推進する。【町・民間】（商工振興課）

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。【町】（土木課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
幅員 4 m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンの維持を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る。【国・県・町】（防災交通課・土木課）

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。【県・町】（防災交通課・土木課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
幅員 4 m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

5-3 重要な産業施設の損壊、火災等

(有害物質等の流出防止対策)

- 有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがある関連施設の耐震化など対策を促進する。【町・民間】（公共施設所管課・環境課・都市計画課）
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、防災行政無線等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる方法を検討する。【町・民間】（広報情報課・防災交通課）

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する。【国・県・町】（防災交通課・土木課）
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する。【国・県・町】（防災交通課・土木課）
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。【県・町】（土木課）
- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺対策を推進する。【町】（土木課）

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、衣浦西部線・名古屋半田線・知多刈谷線等の周辺地域への道路交通網の整備を推進する。また、主要幹線道路と、そのバイパスの整備を図る。【県・町】（土木課）
- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討する。【県・町】（土木課）
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する。【町】（防災交通課・農業振興課・土木課）
- 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通情報提供を行い、運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報の適時提供を図る。【国・県・町】（防災交通課・土木課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
幅員4m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

5-5 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する。【町】（土木課・都市計画課）

5-6 食糧等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する。【町・民間】（農業振興課・商工振興課）
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る。【町・民間】（農業振興課・商工振興課）

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【国・県・町】（農業振興課・土木課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有するため池数（農業振興課）	16面（2017）	19面（2023）

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する。【町】（農業振興課・上下水道課）

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。【町】（土木課・上下水道課）

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、安定供給が可能となる給水体制を推進する。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。【県・町】（農業振興課・上下水道課）
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を促進する。【県・町】（農業振興課・上下水道課）

重要業績指標	現状	目標
公共下水道雨水整備率（上下水道課）	55.6%（2017）	62.3%（2023）
雨水貯留浸透施設設置補助金の年間件数（土木課）	12件（2017）	15件（2023）
耐震性を有するため池数（農業振興課）	16面（2017）	19面（2023）
水道管の耐震化率（上下水道課）	22.5%（2017）	25.8%（2023）

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

○電力の長期供給停止を発生させないため、発電電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、災害時においても必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制の構築を推進する。【町・民間】（防災交通課）

（石油燃料等の確保）

○石油、ガス等の燃料を確保するため、協定の締結や円滑に運搬給油するための体制の整備に努めるよう事業者に進捗を促す。【町・民間】（防災交通課）

（輸送基盤の災害対策の推進等）

○燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。【町】（防災交通課・土木課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
幅員 4 m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の促進）

○上水道、工業用水道施設で、耐震性の不足している施設について耐震化を推進する。また、水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。【県・町】（上下水道課）

○上水道・工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を推進する。【県・町】（上下水道課）

○上水道施設の損傷による断水を避けるため、耐震化や計画的な改修を推進する。【町】（上下水道課）

（上水道等復旧の体制等の強化）

○広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する。【県・町】（土木課・上下水道課）

重要業績指標	現状	目標
公共下水道雨水整備率（上下水道課）	55.6%（2017）	62.3%（2023）
雨水貯留浸透施設設置補助金の年間件数（土木課）	12件（2017）	15件（2023）
水道管の耐震化率（上下水道課）	22.5%（2017）	25.8%（2023）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実）

- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実に努める。【町】（上下水道課）

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、公共下水道の排水区域外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【町】（環境課）

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。【町】（公共施設所管課）

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、交通施設等の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【町】（防災交通課・土木課）
- 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、その他交通施設に関する耐震化、耐水対策を実施し、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を推進する。【県・町】（土木課）
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。【県・町】（土木課）
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、防波堤の粘り強い構造への強化など、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。【県・町】（土木課）
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。【県・町】（土木課）

○緊急輸送道路及び重要物流道路について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行える体制の整備を推進する。【県・町】（防災交通課・土木課）

(道路における冠水対策)

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、ハザードマップ等による周知を図るとともに、排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。【県・町】（防災交通課・農業振興課・土木課・上下水道課）

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討する。【県・町】（防災交通課・土木課）

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。【町】（防災交通課）

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。【国・県・町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
幅員4m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

○河川・海岸堤防等の防災インフラについては、住民の生命・財産を守るために耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・沿岸部において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する。【県・町】（土木課）

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

○防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を推進する。【町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
救命講習会などの受講者数（防災交通課）	2,737人（2017）	3,000人（2023）
自主防災訓練回数（防災交通課）	19回（2017）	36回（2023）
防災リーダー研修受講者数（防災交通課）	287人（2017）	480人（2023）

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（救助活動能力の充実・強化）

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する。【町】（広報情報課・防災交通課）

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備を推進する。【町】（土木課・都市整備課）

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【国・県・町】（都市計画課）

（公共施設等の耐震化の推進）

- 官庁施設等について耐震化を推進する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を推進する。【町】（公共施設所管課）

（感震ブレーカー等の普及）

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する。【町】（防災交通課）

（災害対応力の向上）

- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を推進する。【国・県・町】（土木課）

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用を検討する。【町】（防災交通課・上下水道課）

(消防団員の確保等)

- 火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する。

【町】（防災交通課）

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【町】（防災交通課・商工振興課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）
住民一人あたりの公園面積（都市整備課）	7.7 m ² （2017）	8 m ² （2023）
橋梁の修繕対策実施率（土木課）	56%（2017）	71%（2023）
都市計画道路の整備（土木課）	47.3%（2017）	48.9%（2023）
消防水利の充足率（防災交通課）	91.9%（2017）	93.6%（2023）
幅員4m未満の改良延長（土木課）	152,846m（2017）	154,346m（2023）

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する。

【国・県・町】（防災交通課・土木課・都市計画課）

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を促進する。【町】（都市計画課）

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促進する。【町】（土木課）

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊等によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。【町】（防災交通課・都市計画課）
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を推進する。【町】（土木課）

(危険な空き家の除却等への支援)

- 危険な空き家の除却や空家等対策計画を推進する。【町】（企画政策課・都市計画課）

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。【町】（防災交通課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）
同報無線の設置世帯率（防災交通課）	42%（2017）	45.4%（2023）
空き家の利活用件数	0件（2017）	5件（2023）

7-3

排水機場等の防災施設、ため池の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。【県・町】（農業振興課・土木課）

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。また、排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を推進する。【国・県・町】（農業振興課・上下水道課）

(土砂災害対策の推進)

- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を推進する。【町】（土木課）

(山地災害への対策)

- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれが高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を推進する。【町】（環境課・都市整備課）

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。【国・県・町・地域】（農業振興課・土木課）
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。【町】（公共施設所管課）

(情報関係施策の推進)

- 防災行政無線と連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れ発生等の防止を推進する。【町】（広報情報課・防災交通課）

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【町】（協働推進課・防災交通課・学校教育課）

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有するため池数（農業振興課）	16面（2017）	19面（2023）
自主防災訓練回数（防災交通課）	19回（2017）	36回（2023）

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制の強化を推進する。【町・民間】（環境課）

(石綿飛散防止対策)

- 所有者に対して、平時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。【町】（都市計画課）
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討する。【町】（総務課・防災交通課・都市計画課）

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を推進する。
【町】（総務課）

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を推進する。【国・県・町】
（農業振興課）
- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を推進する。【県・町・地域】（農業振興課）

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策を推進する。また、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を推進する。
【町】（都市整備課）
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を推進する。【町】（都市整備課）

(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。【町】（防災交通課・土木課）

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備の実施を図るため、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。【町】（環境課・都市整備課）

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【町】（都市整備課）

重要業績指標	現状	目標
住民一人あたりの公園面積（都市整備課）	7.7 m ² （2017）	8 m ² （2023）
耐震性を有するため池数（農業振興課）	16 面（2017）	19 面（2023）

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。【町】(防災交通課・環境課)

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。【町】(環境課)

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる体制の整備を推進する。【町】(環境課)

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【町】(環境課)
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理方法及び有害廃棄物対策について検討する。【町】(環境課)

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を推進する。【国・県・町】(環境課)

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する。【県・町・民間】(防災交通課・環境課)

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する。【町】(防災交通課・環境課・東浦町社会福祉協議会)

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物発生の抑制を促進する。【町】(都市計画課)

重要業績指標	現状	目標
耐震性を有する住宅の割合（都市計画課）	73.9%（2016）	95%（2020）
耐震性を有する公共建築物の割合（都市計画課）	94%（2016）	100%（2020）

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

【町・民間】（商工振興課）

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する。【町】（企画政策課・商工振興課）

（地方行政機関等の機能低下の回避）

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。【町】（総務課・防災交通課）

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

○被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する。【町】（防災交通課）

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施について、要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【町】（防災交通課・ふくし課・都市計画課）

○平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する。【町】（協働推進課・防災交通課）

（災害ボランティアの円滑な受入）

○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し、受け入れ体制の整備を図る。【町・民間】（東浦町社会福祉協議会）

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

○遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備を促進する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。【町・地域】（防災交通課・住民課）

(医療機関の耐災害性の向上)

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めるよう推進する。【町】（健康課）

8-3

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(災害情報共有の取組の推進)

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を推進する。【県・町】（広報情報課・防災交通課・土木課）

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 地震・津波・洪水・高潮等による浸水対策を推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。【国・県・町】（防災交通課・土木課）
- 長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。【県・町】（防災交通課・農業振興課・上下水道課）
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。【国・県・町】（秘書人事課・防災交通課）

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・町】（農業振興課・土木課・上下水道課）

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開等について、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した排水計画を関係機関と協議し、計画実効性の向上を図る。【町】（防災交通課・農業振興課・土木課・上下水道課）

(地籍整備の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により地籍整備を推進する。【県・町】（土木課）

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制の整備を推進する。【町】（防災交通課・都市計画課）

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図る。【町】（防災交通課・都市計画課）

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【町】（防災交通課・都市計画課）
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。【町】（防災交通課・都市計画課）

重要業績指標	現状	目標
被災建築物応急危険度判定士数（防災交通課）	53人（2020）	現状維持
被災宅地危険度判定士数（防災交通課）	21人（2020）	現状維持

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を推進する。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を推進する。【国・県・町】（生涯学習課）

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する活動等を平時から促進する。【町】（協働推進課・生涯学習課）

(郷土資料館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるよう推進する。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化財の保護対策を推進する。【国・県・町】（生涯学習課）

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

- 市街地等の地籍調査を推進し、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報の整備を推進する。【県・町】（土木課）

(建設業の担い手確保等)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【県・町】（商工振興課）

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する。【県・町】（土木課）

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、まちづくりの取組等を推進する。【町】（防災交通課・都市計画課）
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【町】（協働推進課・防災交通課・ふくし課・都市計画課）
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【町】（税務課）

(用地の活用に係る平時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行うよう推進する。【町】（防災交通課）

8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【県・町・地域】（広報情報課・防災交通課）

(災害からの復旧復興施策等の推進)

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための手順等を共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援対応力の向上を図る。【県・町・民間・地域】（防災交通課）

(災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の充実促進や災害廃棄物の広域輸送体制について検討する。【町】（防災交通課・環境課）

(災害に強い民間物流施設の整備促進等)

- サプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定を促進する。【町】（防災交通課・商工振興課）

2 施策分野ごとの施策の推進方針

14の施策分野（10の個別施策分野／4つの横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示します。これら14の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものです。

（1）個別施策分野

① 行政機能・消防等

【行政機能】

（BCPの見直し）

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を推進する。<2-3>
- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。<3-2>
- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図る。<3-2>
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する。<8-2>

（非常時優先業務の実施）

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、取組の向上を図る。<3-2>
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。<4-2>

（災害対応力の強化）

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する。<1-2>
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。<1-4><3-2><8-3>
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。<2-2>
- 広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する。<2-2>

○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を推進する。
＜3-2＞

○災害現場での救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する。＜7-1＞

【警察・消防等】

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

○消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。＜2-2＞

○地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性や情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。＜2-2＞

(救助・救援等に係る体制強化)

○災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。＜1-1＞

○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を推進する。＜1-2＞

(災害対応の装備資機材等の充実)

○災害時における警察機能を確保するため、交番等の施設の耐震化や非常用電源の充実を図る。＜3-1＞

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る。＜3-2＞

(応援部隊の受援体制等の整備)

○自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る。＜2-2＞

(地域における防災体制の強化)

○地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する。＜2-2＞

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。＜3-1＞

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。＜7-1＞

【防災教育等】

（効果的な教育・啓発の実施）

○緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。＜1-1＞

○ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。＜1-3＞＜1-4＞

○地域の防災力を高めるためのソフト対策を進めるとともに、身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、防災訓練や防災計画の普及・啓発等により防災教育等を推進する。＜1-5＞

○防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。＜2-6＞

○災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。＜3-1＞

○耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。＜4-3＞

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。＜7-3＞

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。＜1-1＞＜7-1＞

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。＜1-1＞

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する。<1-2>
- 人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設等の土砂災害に対して、防止施設の整備を推進する。<1-5>
- ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時における、土砂災害の危険性の周知を推進する。<1-5>

(災害時の水の確保)

- 避難所で必要となる必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、多様な代替水源の利用及び利用機材の普及促進をする。<2-6>

(渇水対策等の推進)

- 広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。<5-7>
- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、安定供給が可能となる給水体制を推進する。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。<5-7>
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を促進する。<5-7>

(水道施設の耐災害性の強化)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。<2-1>
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する。<5-7>
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用を検討する。<7-1>

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する。<2-5>

- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実に努める。〈6-3〉

(汚水処理施設等の災害対策の強化)

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。〈6-3〉

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 危険な空き家の除却や空家等対策計画を推進する。〈7-2〉

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確保できる条件整備を推進する。〈2-3〉
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を推進する。〈2-3〉
- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。また、滞在場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を推進する。〈2-3〉

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。〈1-1〉
- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する。〈3-2〉

(関係機関による連絡調整)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。〈1-2〉
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。〈4-2〉
- 広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する。〈6-2〉

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。〈6-4〉
- サプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定を促進する。〈8-7〉

(道路の防災対策の推進)

- 交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する。〈1-1〉
- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルール検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する。〈4-3〉
- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。〈5-1〉
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する。〈5-4〉

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する。〈2-2〉
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する。〈5-5〉

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する。〈2-6〉
- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制の整備を推進する。〈8-4〉
- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図る。〈8-4〉

(復興に向けた住まいの在り方)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応できるよう、孤立防止等のための見守りや、相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供を推進する。〈2-6〉
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。〈2-6〉
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する。〈8-2〉
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施について、要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。〈8-2〉
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する。〈8-4〉
- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための手順等を共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援対応力の向上を図る。〈8-7〉

(都市の防災・災害対策の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する。〈1-2〉

(浸水対策の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する。また、粘り強い構造への強化等を促進する。〈1-3〉
- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。〈1-3〉〈1-4〉
- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。〈1-4〉
- 地震・津波・洪水・高潮等による浸水対策を推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。〈8-3〉

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。〈1-5〉
- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。〈2-4〉

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る。また、防災知識の普及に関する施策を推進する。＜4-3＞

(総合的な治水対策の推進)

- 河川・海岸堤防、水門、排水機場や管渠、貯留施設等の耐震化・機能強化等の対策等を進めるとともに、ハザードマップの見直し等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する。＜1-4＞
- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国や県の動向を踏まえ、対応について検討する。＜1-4＞
- 農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する。＜7-3＞

(文化財の防災対策等)

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を推進する。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を推進する。＜8-5＞
- 郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるよう推進する。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化財の保護対策を推進する。＜8-5＞

③ 保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。＜2-4＞
- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する。＜2-4＞
- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を推進する。＜2-6＞
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、適切な処置が行われるように、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築を推進する。＜2-6＞

(避難所等の耐震化等)

- 避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する。＜2-6＞
- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物・公共施設の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を推進する。＜2-6＞
- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示を推進する。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。＜2-6＞

(医療施設等における燃料の確保)

- 病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を推進する。＜2-4＞
- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。＜2-4＞

(災害医療活動の確保)

- 災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。＜2-4＞
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるよう推進する。＜2-5＞
- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する。＜2-6＞

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築及び施設の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。＜2-4＞
- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する。また、社会福祉施設の整備を促進する。＜2-4＞

(防疫の確保)

- 消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を推進し、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種・感染症予防対策を推進する。〈2-5〉
- 感染症のまん延が危惧される場合は、通常の災害時より可能な限り多くの避難所を開設、ホテル等の活用の検討、在宅避難や親戚・友人宅等への避難の検討について周知することで、避難所における密集の回避を図る。〈2-5〉
- 避難者に感染症等が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちつつ、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の計画を充実させる。また、平時より、計画に基づいた感染予防を推進する。〈2-5〉
- 感染症対策に必要なマスク、消毒液等の備蓄の充実を図る。〈2-5〉

(災害時保健活動の確保)

- 被災を考慮した地域の医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の供給可能量、輸送手段等について、関係自治体間や民間団体等と検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。〈2-4〉
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保できるよう推進する。〈2-4〉
- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する。〈2-6〉
- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る。〈2-6〉

④ エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンの維持を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る。〈5-2〉

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る。〈3-2〉

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る。＜2-1＞
- 災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する。＜2-2＞

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。＜6-1＞

(エネルギーの確保対策の促進)

- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。＜2-4＞

(電力設備の早期復旧体制整備等の推進)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、災害時においても必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制の構築を推進する。＜6-1＞

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油、ガス等の燃料を確保するため、協定の締結や円滑に運搬給油するための体制の整備に努めるよう事業者に進捗を促す。＜6-1＞

⑤ 情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。＜2-2＞
- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。＜4-1＞

(情報通信手段の多様性の確保)

- 情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的な訓練等の実施を推進する。＜1-3＞
- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる防災行政無線、ホームページ、SNSなど、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。＜4-2＞

- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の防災行政無線の導入促進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供できるよう推進する。<4-3>

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。<1-2>
- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。<7-2>
- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を推進する。<8-3>

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する。<2-2>
- 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通情報提供を行い、運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報の適時提供を図る。<5-4>
- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。<8-7>

⑥ 産業・経済

(企業BCP策定の促進等)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する。<2-1>
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。<4-2>
- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する。<5-6>

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

- 個別企業のBCPについては、中小企業活性化補助金による策定等の支援を行い、普及活動を推進する。<5-1>

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る。〈2-1〉
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る。〈2-1〉
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンの維持を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る。〈5-2〉

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する。〈5-5〉

(建設業における担い手の確保等)

- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。〈8-2〉
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する。〈8-2〉

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。〈3-2〉
- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。〈5-1〉

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る。〈5-6〉

⑦ 交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る。〈2-1〉

- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。＜5-4＞＜6-4＞
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する。＜5-4＞
- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、交通施設等の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。＜6-4＞

(輸送ルート確保の強化)

- 交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する。＜1-1＞
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る。＜2-1＞
- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する。＜2-4＞
- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺対策を推進する。＜5-4＞
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、ハザードマップ等による周知を図るとともに、排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。＜6-4＞
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を推進する。＜7-2＞

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る。＜2-2＞
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する。＜5-4＞

○大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、防波堤の粘り強い構造への強化など、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。〈6-4〉

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊等によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。〈7-2〉

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

○災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する。〈2-2〉

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する。〈4-3〉

○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する。〈5-4〉

○道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を推進する。〈7-1〉

○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する。〈8-1〉

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を検討する。〈2-2〉

○物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する。〈2-6〉

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。〈1-4〉〈3-2〉〈8-3〉

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

○災害時の代替性を確保するため、衣浦西部線・名古屋半田線・知多刈谷線等の周辺地域への道路交通網の整備を推進する。また、主要幹線道路と、そのバイパスの整備を図る。〈5-4〉

(施設管理、危機管理体制)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する。＜2-2＞
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する。＜5-4＞
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。＜6-4＞

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。＜7-2＞

⑧ 農林水産

(災害時における食糧確保対策の強化)

- 南海トラフ地震等の広域かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する。＜2-1＞
- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する。＜2-1＞

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する。＜5-6＞
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る。＜5-6＞
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する。＜5-7＞
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。＜5-4＞＜6-4＞

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する。また、粘り強い構造への強化等を促進する。＜1-3＞

- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。〈1-3〉〈1-4〉
- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。〈1-3〉〈1-4〉
- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。〈5-6〉

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を推進する。〈7-5〉
- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を推進する。〈7-5〉

(森林の有効活用)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策を推進する。また、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を推進する。〈7-5〉
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を推進する。〈7-5〉
- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備の実施を図るため、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。〈7-5〉

⑨ 環境

(災害廃棄物処理計画の策定促進等)

- 災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。〈8-1〉
- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。〈8-1〉
- 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる体制の整備を推進する。〈8-1〉
- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。〈8-1〉
- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する。〈8-1〉
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する。〈8-1〉

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物発生抑制を促進する。〈8-1〉

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の充実促進や災害廃棄物の広域輸送体制について検討する。〈8-7〉

(浄化槽の災害対応力の強化)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、公共下水道の排水区域外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。〈6-3〉

(有害物質の漏えい対策等の強化)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制の強化を推進する。〈7-4〉

⑩ 土地利用

(安全な地域づくり)

○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。〈1-5〉

(大規模盛土造成地の宅地防災計画)

○今後の大規模地震の発生に備え、大規模盛土造成地の調査及び事前対策を推進する。また宅地所有者による自主的な取組を促すため、大規模盛土造成地マップの周知を推進する。〈1-5〉

(避難経路及び災害復旧用オープンスペースの確保)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する。〈1-2〉

(復興事前準備・事前復興の推進)

○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等重要施設を浸水リスクが低い場所への立地を推進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの充実を推進する。〈3-2〉

○被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する。〈8-2〉

(地籍整備の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により地籍整備を推進する。＜8-3＞
- 市街地等の地籍調査を推進し、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報の整備を推進する。＜8-6＞

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する。＜8-6＞

(迅速な復興のための環境整備)

- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。＜5-4＞＜6-4＞
- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する。＜7-2＞

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を推進する。〈1-2〉
- ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。〈1-3〉〈1-4〉
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。〈2-2〉
- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る。また、防災知識の普及に関する施策を推進する。〈4-3〉

(地域の災害対応力の向上)

- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。〈1-5〉
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する。〈8-1〉
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する。〈8-2〉
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する。〈8-2〉
- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する活動等を平時から促進する。〈8-5〉

(民間投資の促進)

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。〈1-1〉
- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する。〈2-1〉

- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する。〈2-1〉
- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する。〈5-6〉

(非被災地への情報発信)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。また、洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、情報発信業務に従事する職員の不足が生じないよう交通ネットワークの確保対策を推進する。〈4-3〉

(要配慮者への対応)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。〈2-4〉
- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する。また、社会福祉施設の整備を促進する。〈2-4〉
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の拡充を図る。〈2-6〉
- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る。〈2-6〉
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。〈2-6〉
- 避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する。〈2-6〉

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。〈4-2〉

(共助社会づくり)

- 避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たり、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するよう推進する。〈2-2〉

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。＜3-1＞
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する。＜8-2＞

(避難の円滑化、迅速化等)

- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。＜1-4＞
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。＜1-4＞
＜1-5＞
- 早期注意情報から災害発生情報に至るまでに5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確化できるよう推進する。＜1-4＞
- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。＜3-1＞
- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。＜3-2＞
- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難の円滑化・迅速化を図るための取組の充実を図る。＜4-3＞

② 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。＜1-1＞
- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る。＜2-2＞
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する。＜2-2＞
- 物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する。＜2-6＞

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書等の交付体制の確立を図る。〈2-6〉〈8-6〉
- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。〈3-2〉
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する。〈5-7〉
- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。〈8-1〉
- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。〈8-2〉
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する。〈8-2〉
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し、受け入れ体制の整備を図る。〈8-2〉

(指導者等の育成)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。〈3-1〉
- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。〈8-2〉
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する。〈8-2〉

③ 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。〈2-1〉
- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設についても安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を推進する。〈3-2〉

- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺対策を推進する。＜5-4＞
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する。＜5-4＞
- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。＜5-6＞

(維持管理の体制整備)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。＜1-1＞＜7-1＞
- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。＜1-1＞
- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する。＜3-2＞
- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。＜3-2＞
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する。＜5-7＞

④ 産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する。＜1-2＞
- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する。＜2-6＞
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する。＜4-2＞
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。＜6-4＞

○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する。
<7-2>

○広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開等について、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した排水計画を関係機関と協議し、計画実効性の向上を図る。<8-3>

(産学官民の連携)

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。<1-1>

○情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する。<2-1>

○SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する。<2-2>

○緊急輸送路等について、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関と連携し、速やかに調整できる体制の構築を推進する。<2-3>

○主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミッククラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する。<2-6>

○実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組み、訓練から得られた知見を速やかに関係機関と共有するなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。<3-1>

○復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。<6-4>

(広域防災拠点の整備等)

○広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する。<2-2>

(南海トラフ地震の関係都府縣市との連携)

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、周辺市町、関係機関等と協力して検討する。<1-3>

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する。＜1-4＞＜3-2＞＜8-3＞
- 避難勧告等に関する意思決定に対する国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢の構築を推進する。＜3-2＞
- 広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する。＜6-2＞

(地域の民間企業等との連携)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。＜1-2＞
- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。また、滞在場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を推進する。＜2-3＞
- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する。また、社会福祉施設の整備を促進する。＜2-4＞
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る。＜5-6＞
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。＜6-1＞
- 防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を推進する。＜6-5＞

3 重点化推進方針

東浦町が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して推進方針の重点化を次のとおり選定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

第6章 計画推進の方策

東浦町の強靱化を推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の点検・改善を行います。

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取組を推進します。また、国、県、市町村、民間事業者等の関係者との連携・協力により取組を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、町は進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを進めます。なお、重要業績指標の進捗管理については、個別のアクションプランの中で数値を把握しつつ、個別施策の実効性を高めていきます。

3 計画の見直し等

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、また、東浦町総合計画とも整合を図るために、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととします。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行います。

東浦町地域強靱化計画

2020年〇月

東浦町企画政策課

〒470-2192

東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 0562-83-3111 (代表)

FAX 0562-83-9756

URL <https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/>

別紙

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する必要がある。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する必要がある。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、実働訓練の実施により関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの見直しにおける土地利用のあり方の検討等、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、「多重防御」により、津波防災地域づくりを推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅・建築物の耐震化を推進するとともに、学校施設等の老朽化対策を推進する必要がある。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、周辺市町、関係機関等と協力して検討する必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の促進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する必要がある。また、粘り強い構造への強化等を促進する必要がある。

(避難場所・避難路の誘導・拡充等)

- 著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、迅速な高台への避難が行うことができるように、避難誘導表示板等の拡充を図る必要がある。

(河川・海岸の樋門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

- 情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的な訓練等の実施を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川・海岸堤防、水門、排水機場や管渠、貯留施設等の耐震化・機能強化等の対策等を進めるとともに、ハザードマップの見直し等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(河川・海岸の耐震化や水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。
- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(高潮対策施設の整備)

- 沿岸地域においては、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を推進する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国や県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- 早期注意情報から災害発生情報に至るまでに5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確化できるよう推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者を発生させないため、防災訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設等の土砂災害に対して、防止施設の整備を推進する必要がある。

○ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時における、土砂災害の危険性の周知を推進する必要がある。

(警戒避難体制の整備等)

○地域の防災力を高めるためのソフト対策を進めるとともに、身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、防災訓練や防災計画の普及・啓発等により防災教育等を推進する必要がある。

○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。

(情報関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

○多数の死者を発生させないため、防災訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。

○地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地の宅地防災計画)

○今後の大規模地震の発生に備え、大規模盛土造成地の調査及び事前対策を推進する必要がある。また宅地所有者による自主的な取組を促すため、大規模盛土造成地マップの周知を推進する必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために、被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。

(応急用食糧等の調達)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する必要がある。

(食糧・燃料等の備蓄)

- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する必要がある。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る必要がある。
- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。
- 地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性や情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する必要がある。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を検討する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する必要がある。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たり、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するよう推進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を推進する必要がある。
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を推進する必要がある。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。また、滞在場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を推進する必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。帰宅困難者の支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進し、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場の整備を推進する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を推進する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 緊急輸送路等について、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関と連携し、速やかに調整できる体制の構築を推進する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 被災を考慮した地域の医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の供給可能量、輸送手段等について、関係自治体間や民間団体等と検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制の構築を推進する必要がある。

(町内医療施設における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を推進する必要がある。
- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料について、災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保するよう推進する必要がある。

(町内医療施設の耐震化等の促進)

- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する必要がある。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る必要がある。

(町内医療施設の防災・減災機能の強化)

- 町内医療施設や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように訓練の実施等を推進する必要がある。

(人工透析患者等への対策)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制の構築を推進する必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保できるよう推進する必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する必要がある。

(医師の確保)

- 平時から医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がないことに対する対応方策を検討する必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築及び施設の整備)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する必要がある。また、社会福祉施設の整備を促進する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を推進し、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種・感染症予防対策を推進する必要がある。
- 感染症のまん延が危惧される場合は、通常の災害時より可能な限り多くの避難所を開設、ホテル等の活用の検討、在宅避難や親戚・友人宅等への避難の検討について周知することで、避難所における密集の回避を図る必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害の防止を推進する必要がある。
- 感染症対策に必要なマスク、消毒液等の備蓄の充実を図る必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に感染症等が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちつつ、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の計画を充実させる必要がある。また、平時より、計画に基づいた感染予防を推進する必要がある。

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるよう推進する必要がある。

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

○避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の拡充を図る必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、多様な代替水源の利用及び利用機材の普及促進をする必要がある。
- 物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する必要がある。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を促進する必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

○在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行える対策を検討する必要がある。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する必要がある。

(保健医療機能の確保等)

- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を推進する必要がある。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、適切な処置が行われるように、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築を推進する必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応できるよう、孤立防止等のための見守りや、相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供を推進する必要がある。
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書 of 交付体制の確立を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物・公共施設の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を推進する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示を推進する必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。
- 下水道が使用できない場合に備え、貯留型マンホールトイレの整備などの取組を推進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。

○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を推進する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を推進する必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する必要がある。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

○公共の安全と秩序の維持を図るため、業務を円滑に継続するための対応方針等を定め、警察と防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

(警察施設の耐震化等)

- 災害時における警察機能を確保するため、交番等の施設の耐震化や非常用電源の充実を図る必要がある。
- 実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組み、訓練から得られた知見を速やかに関係機関と共有するなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

3-2 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。

(BCPの作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図る必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を推進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する必要がある。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進)

- 1981年に策定された新耐震基準に対応した耐震化は施されているが、今後、基準が見直しされた際は速やかに対応を検討する必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を推進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る必要がある。

(道路の防災対策等)

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、取組の向上を図る必要がある。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう推進する必要がある。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設についても安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を推進する必要がある。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等重要施設を浸水リスクが低い場所への立地を推進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの充実を推進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 避難勧告等に関する意思決定に対する国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢の構築を推進する必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる防災行政無線、ホームページ、SNSなど、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

- 耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の防災行政無線の導入促進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供できるよう推進する必要がある。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の利活用を充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主体である人員・体制の整備を推進する必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。また、洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、情報発信業務に従事する職員の不足が生じないよう交通ネットワークの確保対策を推進する必要がある。

(避難勧告等の発令)

- 町が行う避難勧告等の発令については、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報提供できるよう推進する必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知するよう推進する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る必要がある。また、防災知識の普及に関する施策を推進する必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難の円滑化・迅速化を図るための取組の充実を図る必要がある。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 個別企業のBCPについては、中小企業活性化補助金による策定等の支援を行い、普及活動を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンの維持を推進する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災等

(有害物質等の流出防止対策)

- 有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがある関連施設の耐震化など対策を促進する必要がある。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、防災行政無線等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる方法を検討する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺の対策を推進する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、衣浦西部線・名古屋半田線・知多刈谷線等の周辺地域への道路交通網の整備を推進する必要がある。また、主要幹線道路と、そのバイパスの整備を図る必要がある。
- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討する必要がある。

- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する必要がある。
- 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通情報提供を行い、運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報の適時提供を図る必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する必要がある。

5-6 食糧等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する必要がある。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、安定供給が可能となる給水体制を推進する必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。

○現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を促進する必要がある。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

○電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、災害時においても必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間に連携体制の構築を推進する必要がある。

（石油燃料の確保）

○石油、ガス等の燃料を確保するため、協定の締結や円滑に運搬給油するための体制の整備に努めるよう事業者を促進する必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

○燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の促進）

- 上水道、工業用水道施設で、耐震性の不足している施設について耐震化を推進する必要がある。また、水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。
- 上水道・工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を推進する必要がある。
- 上水道施設の損傷による断水を避けるため、耐震化や計画的な改修を推進する必要がある。

（上水道等復旧の体制等の強化）

○広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を図る必要がある。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、公共下水道の排水区域外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、交通施設等の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、その他交通施設に関する耐震化、耐水対策を実施し、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を推進する必要がある。
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、防波堤の粘り強い構造への強化など、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行える体制の整備を推進する必要がある。

(道路における冠水対策)

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、ハザードマップ等による周知を図るとともに、排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討する必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

- 河川・海岸堤防等の防災インフラについては、住民の生命・財産を守るために耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・沿岸部において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する必要がある。

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を推進する必要がある。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進)

○官庁施設等について耐震化を推進する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を推進する必要がある。

(感震ブレーカー等の普及)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を推進する必要がある。

(災害対応力の向上)

○道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を推進する必要がある。

(消防水利の確保)

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用を検討する必要がある。

(消防団員の確保等)

○火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する必要がある。

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を促進する必要がある。

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促進する必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊等によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を推進する必要がある。

(危険な空き家の除却等への支援)

- 危険な空き家の除却や空家等対策計画を推進する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設、ため池の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。また、排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を推進する必要がある。

(山地災害への対策)

- 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれが高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を推進する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する必要がある。

(情報関係施策の推進)

- 防災行政無線と連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れ発生等の防止を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 所有者に対して、平時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。

- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討する必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を推進する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を推進する必要がある。
- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を推進する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策を推進する必要がある。また、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を推進する必要がある。
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を推進する必要がある。

(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備の実施を図るため、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる体制の整備を推進する必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理方法及び有害廃棄物対策について検討する必要がある。

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を推進する必要がある。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する必要がある。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物発生の抑制を促進する必要がある。

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した
8-2 技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でき
なくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を
るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要
がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推
進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進すると
ともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整
備を推進する必要がある。

（地方行政機関等の機能低下の回避）

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能
の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するととも
に、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施
手順等の策定を推進する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施につ
いて、要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織
等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する必要がある。

（災害ボランティアの円滑な受入）

- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し、受け入れ体制
の整備を図る必要がある。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備を促進する必要があ
る。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

（医療機関の耐災害性の向上）

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、
住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めるよう推進する
必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(災害情報共有の取組の推進)

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を推進する必要がある。

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 地震・津波・洪水・高潮等による浸水対策を推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。
- 長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開等について、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した排水計画を関係機関と協議し、計画実効性の向上を図る必要がある。

(地籍整備の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により地籍整備を推進する必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制の整備を推進する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図る必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する必要がある。

8-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(コミュニティの活力の確保)

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する活動等を平時から促進する必要がある。

(郷土資料館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるよう推進する必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化財の保護対策を推進する必要がある。

8-6

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

- 市街地等の地籍調査を推進し、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報の整備を推進する必要がある。

(建設業の担い手確保等)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する必要がある。

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、まちづくりの取組等を推進する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書 of 交付体制の確立を図る必要がある。

(用地の活用に係る平時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行うよう推進する必要がある。

8-7

国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

(災害からの復旧復興施策等の推進)

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための手順等を共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援対応力の向上を図る必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の充実促進や災害廃棄物の広域輸送体制について検討する必要がある。

(災害に強い民間物流施設の整備促進等)

- サプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定を促進する必要がある。

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

① 行政機能・消防等

【行政機能】

(BCPの見直し)

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を推進する必要がある。＜2-3＞
- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。＜3-2＞
- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図る必要がある。＜3-2＞
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する必要がある。＜8-2＞

(非常時優先業務の実施)

- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、取組の向上を図る必要がある。＜3-2＞
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。＜4-2＞

(災害対応力の強化)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する必要がある。＜1-2＞
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。＜1-4＞＜3-2＞＜8-3＞
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。＜2-2＞
- 広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する必要がある。＜2-2＞
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を推進する必要がある。＜3-2＞

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する必要がある。＜7-1＞

【警察・消防等】

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。＜2-2＞
- 地域における活動拠点となる警察施設の耐災害性や情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。＜2-2＞

(救助・救援等に係る体制強化)

- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。＜1-1＞
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を推進する必要がある。＜1-2＞

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害時における警察機能を確保するため、交番等の施設の耐震化や非常用電源の充実を図る必要がある。＜3-1＞
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る必要がある。＜3-2＞

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する必要がある。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る必要がある。＜2-2＞

(地域における防災体制の強化)

- 地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害現場対応に十分な団員数が確保される取組を推進する必要がある。＜2-2＞
- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。＜3-1＞

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。〈7-1〉

【防災教育等】

（効果的な教育・啓発の実施）

○緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。〈1-1〉

○ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。〈1-3〉〈1-4〉

○地域の防災力を高めるためのソフト対策を進めるとともに、身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、防災訓練や防災計画の普及・啓発等により防災教育等を推進する必要がある。〈1-5〉

○防災計画の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。〈2-6〉

○災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。〈3-1〉

○耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。〈4-3〉

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。〈7-3〉

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。〈1-1〉〈7-1〉

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。〈1-1〉

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する必要がある。＜1-2＞
- 人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設等の土砂災害に対して、防止施設の整備を推進する必要がある。＜1-5＞
- ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時における、土砂災害の危険性の周知を推進する必要がある。＜1-5＞

(災害時の水の確保)

- 避難所で必要となる必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、多様な代替水源の利用及び利用機材の普及促進をする必要がある。＜2-6＞

(渇水対策等の推進)

- 広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。＜5-7＞
- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、安定供給が可能となる給水体制を推進する必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。＜5-7＞
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を促進する必要がある。＜5-7＞

(水道施設の耐災害性の強化)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。＜2-1＞
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する必要がある。＜5-7＞
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用を検討する必要がある。＜7-1＞

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を推進する必要がある。＜2-5＞
- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を図る必要がある。＜6-3＞

(汚水処理施設等の災害対策の強化)

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。＜6-3＞

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 危険な空き家の除却や空家等対策計画を推進する必要がある。＜7-2＞

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を推進する必要がある。＜2-3＞
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を推進する必要がある。＜2-3＞
- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。また、滞り場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を推進する必要がある。＜2-3＞

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。＜1-1＞
- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する必要がある。＜3-2＞

(関係機関による連絡調整)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。＜1-2＞
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。＜4-2＞
- 広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する必要がある。＜6-2＞
- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。＜6-4＞
- サプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定を促進する必要がある。＜8-7＞

(道路の防災対策の推進)

- 交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する必要がある。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。＜1-1＞
- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールを検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する必要がある。＜4-3＞
- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。＜5-1＞
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する必要がある。＜5-4＞

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する必要がある。＜2-2＞
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する必要がある。＜5-5＞

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する必要がある。＜2-6＞

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制の整備を推進する必要がある。＜8-4＞
- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図る必要がある。＜8-4＞

(復興に向けた住まいの在り方)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応できるよう、孤立防止等のための見守りや、相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供を推進する必要がある。＜2-6＞
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。＜2-6＞
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する必要がある。＜8-2＞
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施について、要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。＜8-2＞
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築を推進する必要がある。＜8-4＞
- 平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための手順等を共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援対応力の向上を図る必要がある。＜8-7＞

(都市の防災・災害対策の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する必要がある。＜1-2＞

(浸水対策の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する必要がある。また、粘り強い構造への強化等を促進する必要がある。＜1-3＞
- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。＜1-3＞＜1-4＞
- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。＜1-4＞

- 地震・津波・洪水・高潮等による浸水対策を推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。〈8-3〉

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。〈1-5〉
- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する必要がある。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る必要がある。〈2-4〉
- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る必要がある。また、防災知識の普及に関する施策を推進する必要がある。〈4-3〉

(総合的な治水対策の推進)

- 河川・海岸堤防、水門、排水機場や管渠、貯留施設等の耐震化・機能強化等の対策等を進めるとともに、ハザードマップの見直し等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。〈1-4〉
- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国や県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。〈1-4〉
- 農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進する必要がある。〈7-3〉

(文化財の防災対策等)

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を推進する必要がある。〈8-5〉
- 郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるよう推進する必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化財の保護対策を推進する必要がある。〈8-5〉

③ 保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

- 南海トラフ地震等における津波災害警戒区域内の医療施設については、移転等の対策を促進する必要がある。また、機能停止を回避するためのBCPを策定しておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る必要がある。〈2-4〉

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する必要がある。＜2-4＞
- 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築を推進する必要がある。＜2-6＞
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、適切な処置が行われるように、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築を推進する必要がある。＜2-6＞

(避難所等の耐震化等)

- 避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する必要がある。＜2-6＞
- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物・公共施設の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を推進する必要がある。＜2-6＞
- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示を推進する必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。＜2-6＞

(医療施設等における燃料の確保)

- 病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を推進する必要がある。＜2-4＞
- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する必要がある。＜2-4＞

(災害医療活動の確保)

- 災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。＜2-4＞
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるよう推進する必要がある。＜2-5＞
- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する必要がある。＜2-6＞

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築及び施設の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。＜2-4＞
- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する必要がある。また、社会福祉施設の整備を促進する必要がある。＜2-4＞

(防疫の確保)

- 消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持を推進し、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種・感染症予防対策を推進する必要がある。＜2-5＞
- 感染症のまん延が危惧される場合は、通常の災害時より可能な限り多くの避難所を開設、ホテル等の活用の検討、在宅避難や親戚・友人宅等への避難の検討について周知することで、避難所における密集の回避を図る必要がある。＜2-5＞
- 避難者に感染症等が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちつつ、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の計画を充実させる必要がある。また、平時より、計画に基づいた感染予防を推進する必要がある。＜2-5＞
- 感染症対策に必要なマスク、消毒液等の備蓄の充実を図る必要がある。＜2-5＞

(災害時保健活動の確保)

- 被災を考慮した地域の医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の供給可能量、輸送手段等について、関係自治体間や民間団体等と検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。＜2-4＞
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保できるよう推進する必要がある。＜2-4＞
- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する必要がある。＜2-6＞
- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。＜2-6＞

④ エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンの維持を推進する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る必要がある。〈5-2〉

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や再生可能エネルギー等の利活用を図る必要がある。〈3-2〉

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 物資輸送ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る必要がある。〈2-1〉
- 災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する必要がある。〈2-2〉

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。〈6-1〉

(エネルギーの確保対策の促進)

- 自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促し、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する必要がある。〈2-4〉

(電力設備の早期復旧体制整備等の推進)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、災害時においても必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制の構築を推進する必要がある。〈6-1〉

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油、ガス等の燃料を確保するため、協定の締結や円滑に運搬給油するための体制の整備に努めるよう事業者に進捗する必要がある。〈6-1〉

⑤ 情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設や消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。〈2-2〉
- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。〈4-1〉

(情報通信手段の多様性の確保)

- 情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的な訓練等の実施を推進する必要がある。〈1-3〉
- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる防災行政無線、ホームページ、SNSなど、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。〈4-2〉
- Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の防災行政無線の導入促進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供できるよう推進する必要がある。〈4-3〉

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。〈1-2〉
- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。〈7-2〉
- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を推進する必要がある。〈8-3〉

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する必要がある。〈2-2〉
- 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通情報提供を行い、運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報の適時提供を図る必要がある。〈5-4〉
- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。〈8-7〉

⑥ 産業・経済

(企業BCP策定の促進等)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する必要がある。＜2-1＞
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。＜4-2＞
- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する必要がある。＜5-6＞

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

- 個別企業のBCPについては、中小企業活性化補助金による策定等の支援を行い、普及活動を推進する必要がある。＜5-1＞

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る必要がある。＜2-1＞
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る必要がある。＜2-1＞
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震対策等を進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンの維持を推進する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、必要な体制整備を図る必要がある。＜5-2＞

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を支援し、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を推進する必要がある。＜5-5＞

(建設業における担い手の確保等)

- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。＜8-2＞

- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する必要がある。＜8-2＞

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。＜3-2＞
- 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。＜5-1＞

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る必要がある。＜5-6＞

⑦ 交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保し、迅速な応急復旧を行うために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図る必要がある。＜2-1＞
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。＜5-4＞＜6-4＞
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する必要がある。＜5-4＞
- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、交通施設等の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。＜6-4＞

(輸送ルート確保の強化)

- 交通施設等について、立体交差する施設や沿道沿線の耐震化及び除却等を推進する必要がある。また長時間、長周期地震による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。＜1-1＞

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を進めるとともに、道路の整備や耐震強化を図る必要がある。〈2-1〉
- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を行い医療機能の提供及び支援物資物流の確保を推進する必要がある。〈2-4〉
- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺対策を推進する必要がある。〈5-4〉
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、ハザードマップ等による周知を図るとともに、排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。〈6-4〉
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を推進する必要がある。〈7-2〉

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する必要がある。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る必要がある。〈2-2〉
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。〈5-4〉
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、防波堤の粘り強い構造への強化など、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。〈6-4〉
- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊等によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。〈7-2〉

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

- 災害時において、救助・救急、医療活動が円滑に実施されるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、災害対策を推進する必要がある。〈2-2〉
- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を推進する必要がある。〈4-3〉

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、震災対策等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する必要がある。〈5-4〉
- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を推進する必要がある。〈7-1〉
- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する必要がある。〈8-1〉

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を検討する必要がある。〈2-2〉
- 物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する必要がある。〈2-6〉
- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。〈1-4〉〈3-2〉〈8-3〉

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

- 災害時の代替性を確保するため、衣浦西部線・名古屋半田線・知多刈谷線等の周辺地域への道路交通網の整備を推進する必要がある。また、主要幹線道路と、そのバイパスの整備を図る必要がある。〈5-4〉

(施設管理、危機管理体制)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、複数の手法を適切に組み合わせた対処方法を検討する必要がある。〈2-2〉
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。〈5-4〉
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る必要がある。〈6-4〉

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。〈7-2〉

⑧ 農林水産

(災害時における食糧確保対策の強化)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する必要がある。＜2-1＞
- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する必要がある。＜2-1＞

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する必要がある。＜5-6＞
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る必要がある。＜5-6＞
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する必要がある。＜5-7＞
- 平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。＜5-4＞＜6-4＞

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を促進する必要がある。また、粘り強い構造への強化等を促進する必要がある。＜1-3＞
- 河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。＜1-3＞＜1-4＞
- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。＜1-3＞＜1-4＞
- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。＜5-6＞

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を推進する必要がある。＜7-5＞

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を推進する必要がある。〈7-5〉

(森林の有効活用)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策を推進する必要がある。また、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を推進する必要がある。〈7-5〉
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を推進する必要がある。〈7-5〉
- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備の実施を図るため、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。〈7-5〉

⑨ 環境

(災害廃棄物処理計画の策定促進等)

- 災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する必要がある。〈8-1〉
- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。〈8-1〉
- 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる体制の整備を推進する必要がある。〈8-1〉
- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。〈8-1〉
- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制について検討する必要がある。〈8-1〉
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する必要がある。〈8-1〉
- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物発生を抑制を促進する必要がある。〈8-1〉
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の充実促進や災害廃棄物の広域輸送体制について検討する必要がある。〈8-7〉

(浄化槽の災害対応力の強化)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、公共下水道の排水区域外については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。＜6-3＞

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。＜7-4＞

⑩ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。＜1-5＞

(大規模盛土造成地の宅地防災計画)

- 今後の大規模地震の発生に備え、大規模盛土造成地の調査及び事前対策を推進する必要がある。また宅地所有者による自主的な取組を促すため、大規模盛土造成地マップの周知を推進する必要がある。＜1-5＞

(避難経路及び災害復旧用オープンスペースの確保)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に道幅が狭く、避難がしづらい危険な市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を推進する必要がある。＜1-2＞

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等重要施設を浸水リスクが低い場所への立地を推進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの充実を推進する必要がある。＜3-2＞
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する必要がある。＜8-2＞

(地籍整備の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により地籍整備を推進する必要がある。＜8-3＞

○市街地等の地籍調査を推進し、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報の整備を推進する必要がある。＜8-6＞

(所有者不明土地への対策)

○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化を推進する必要がある。＜8-6＞

(迅速な復興のための環境整備)

○平時・災害時を問わず安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。＜5-4＞＜6-4＞

○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する必要がある。＜7-2＞

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を推進する必要がある。＜1-2＞
- ハザードマップの見直しや、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。＜1-3＞＜1-4＞
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。＜2-2＞
- 最大規模の洪水・高潮・内水に係るハザードマップを公表することにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識することで、避難力の向上を図る必要がある。また、防災知識の普及に関する施策を推進する必要がある。＜4-3＞

(地域の災害対応力の向上)

- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。＜1-5＞
- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、担当部局、災害ボランティアセンターを運営する団体が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応できるよう促進する必要がある。＜8-1＞
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の策定を推進するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等の策定を推進する必要がある。＜8-2＞
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する必要がある。＜8-2＞
- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する活動等を平時から促進する必要がある。＜8-5＞

(民間投資の促進)

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。＜1-1＞

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食糧等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型BCPの策定を推進する必要がある。＜2-1＞
- 食糧・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。また、各家庭、事業所、避難所等における備蓄品の確保を促進する必要がある。＜2-1＞
- 大規模災害時においても円滑な食糧供給を維持するため、事業者のBCP策定等を促進する必要がある。＜5-6＞

(非被災地への情報発信)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。また、洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、情報発信業務に従事する職員の不足が生じないよう交通ネットワークの確保対策を推進する必要がある。＜4-3＞

(要配慮者への対応)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。＜2-4＞
- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する必要がある。また、社会福祉施設の整備を促進する必要がある。＜2-4＞
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の拡充を図る必要がある。＜2-6＞
- 避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じ、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。＜2-6＞
- 仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の修理の速やかな実施について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。＜2-6＞
- 避難所等における資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を推進する必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能の強化を推進する必要がある。＜2-6＞

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。＜4-2＞

(共助社会づくり)

- 避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たり、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するよう推進する必要がある。＜2-2＞
- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。＜3-1＞
- 平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織等により、地域住民同士のきずなを強めるよう促進する必要がある。＜8-2＞

(避難の円滑化、迅速化等)

- 津波・洪水・高潮等に係るハザードマップの見直し・公表をすることにより、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。＜1-4＞
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。＜1-4＞＜1-5＞
- 早期注意情報から災害発生情報に至るまでに5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確化できるよう推進する必要がある。＜1-4＞
- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。＜3-1＞
- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。＜3-2＞
- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難の円滑化・迅速化を図るための取組の充実を図る必要がある。＜4-3＞

② 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。＜1-1＞
- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化を推進する必要がある。加えて、消防団や自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進し、受援体制の強化を図る必要がある。＜2-2＞
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう推進する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を推進する必要がある。＜2-2＞
- 物資の不足が生活環境の悪化につながらないように、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を推進する必要がある。＜2-6＞
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書等の交付体制の確立を図る必要がある。＜2-6＞
＜8-6＞
- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。＜3-2＞
- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する必要がある。＜5-7＞
- 災害廃棄物処理計画を充実させるとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。＜8-1＞
- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。＜8-2＞
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する必要がある。＜8-2＞
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し、受け入れ体制の整備を図る必要がある。＜8-2＞

(指導者等の育成)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有により、地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。＜3-1＞

- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。＜8-2＞
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を促進するとともに、まちづくりに関わる機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を推進する必要がある。＜8-2＞

③ 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。＜2-1＞
- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設についても安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を推進する必要がある。＜3-2＞
- 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策等、交通インフラそのものの強化及び周辺対策を推進する必要がある。＜5-4＞
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を推進する必要がある。＜5-4＞
- 農林水産業に係る生産基盤等について、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。＜5-6＞

(維持管理の体制整備)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性を啓発し、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。＜1-1＞＜7-1＞
- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組の強化を推進する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。＜1-1＞
- 防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を推進する必要がある。＜3-2＞
- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。＜3-2＞

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を推進する必要がある。また、老朽化に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を推進する必要がある。＜5-7＞

④ 産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進する必要がある。＜1-2＞
- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する必要がある。＜2-6＞
- 大規模自然災害発生時に、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立するため、災害対応業務、災害情報の標準化等を検討する必要がある。＜4-2＞
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。＜6-4＞
- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を推進する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を推進する必要がある。＜7-2＞
- 広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開等について、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した排水計画を関係機関と協議し、計画実効性の向上を図る必要がある。＜8-3＞

(産学官民の連携)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。＜1-1＞
- 情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産学官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制の構築を推進する必要がある。＜2-1＞
- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へ情報を発信し、住民の不安を取り除くよう推進する必要がある。＜2-2＞
- 緊急輸送路等について、徒歩や自転車です安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関と連携し、速やかに調整できる体制の構築を推進する必要がある。＜2-3＞

- 主に災害急性期から亜急性期において、感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ケア・健康管理を行う体制の構築を推進する必要がある。＜2-6＞
- 実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能力の更なる向上に取り組み、訓練から得られた知見を速やかに関係機関と共有するなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進する必要がある。＜3-1＞
- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。＜6-4＞

(広域防災拠点の整備等)

- 広域防災活動拠点等となる場の整備を推進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等の支援を推進する必要がある。＜2-2＞

(南海トラフ地震の関係都府縣市との連携)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、周辺市町、関係機関等と協力して検討する必要がある。＜1-3＞

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制の整備を推進する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を推進する必要がある。＜1-4＞＜3-2＞＜8-3＞
- 避難勧告等に関する意思決定に対する国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢の構築を推進する必要がある。＜3-2＞
- 広域的な応援体制の整備を推進するとともに、雨水等の水資源の有効な利用等を普及・促進する必要がある。＜6-2＞

(地域の民間企業等との連携)

- 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。＜1-2＞
- 町と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。また、滞在所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を推進する必要がある。＜2-3＞

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークの構築を推進する必要がある。また、社会福祉施設の整備を促進する必要がある。＜2-4＞
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、災害対応時に係る関連産業事業者、自治体等の連携・協力体制の強化を図る必要がある。＜5-6＞
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。＜6-1＞
- 防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を推進する必要がある。＜6-5＞